

平成30年度

事業概要（年報）



公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

京都市障害者スポーツセンター

京都市障害者教養文化・体育会館

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会の概要

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会は、以下の設立趣意書に基づき、昭和 63 年 4 月 1 日に財団法人として設立され、平成 22 年 4 月 1 日に移行認定された公益法人です。

財団法人京都市障害者スポーツ協会

設 立 趣 意 書

スポーツを行うことは、万人の基本的権利であり、障害者にもその機会は平等に保障されなければなりません。障害者にとってスポーツは身体的・精神的・社会的な効果をもたらしますが、いずれの効果も障害者の生存・自立・発達といったより基本的なニーズに根差す重要なものであります。

また、障害者はスポーツに参加することを通じて、人間的平等・障害の克服・発達の保障などの機会となることを切実に願っております。このため、障害の程度や軽重を問わず、すべての障害者がスポーツ活動に参加できる条件を整えなければならないものです。

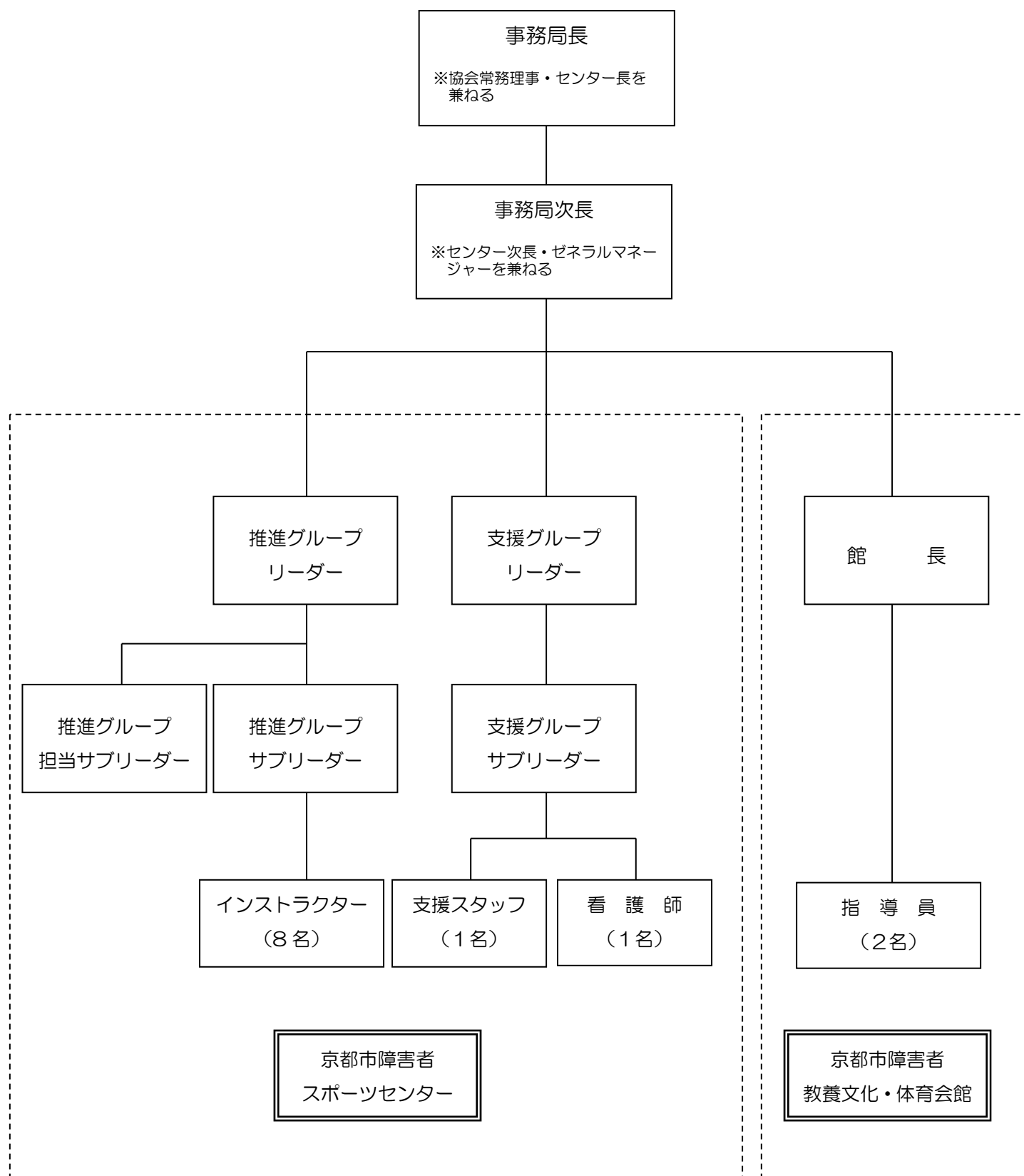
昭和60年6月、京都市社会福祉審議会、同児童福祉審議会からの「障害者スポーツの在り方について」の答申は、以上のような考え方を基本に、特に在宅の重度障害者、精神薄弱者に焦点をあてて、スポーツ参加の現状と問題点を分析し、発展のための方策と具体的な推進方法、当面必要とされる障害者スポーツセンターの機能等について基本的な考え方を示したものです。

この答申を受け、京都市の障害者がスポーツを通じて、その全面的発達と健康の増進を図り、豊かな生活が享受できるよう、心身障害者のスポーツ指導と指導者の養成、心身障害者の更生のために必要な生活・その他の相談・指導等を中心になって積極的に行っていくために「財団法人京都市障害者スポーツ協会」を設立し、京都市障害者スポーツセンターの管理及び運営の受託とあわせ、障害者の健康を図り、障害者の福祉の向上に貢献しようとするものです。

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会役員・評議員名簿（令和元年８月２９日現在）

役職	氏名	所属等
顧問	芝 田 徳 造	立命館大学名誉教授
理事長	加 藤 博 史	龍谷大学名誉教授
常務理事	内 山 修	京都市障害者スポーツセンターセンター長
理事	山 下 琢	（一社）京都府医師会理事
理事	小 谷 吉 弘	（一社）京都手をつなぐ育成会理事
理事	上 野 等	京都市文化市民局スポーツ振興室長
理事	徳 永 博 己	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長
理事	藤 木 泰 嘉	（公財）京都新聞社会福祉事業団常務理事
理事	日 野 勝	（公社）京都市身体障害者団体連合会副会長
理事	岩 城 宏 允	京都市聴覚言語障害センター所長
理事	森 田 美 千 代	日本パラアーティスティックスイミング協会会長
理事	森 津 常 春	（一社）京都障害者スポーツ振興会会長
理事	石 田 敏 子	（公社）京都精神保健福祉推進家族会連合会理事
監事	大 西 則 嘉	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室社会参加推進課長
監事	池 田 健	京都市みぶ身体障害者福祉会館館長
監事	堀 村 不 器 雄	堀村公認会計士事務所所長（公認会計士・税理士）
評議員	菅 野 明 宏	京都市教育委員会事務局指導部総合育成支援課長
評議員	八 田 由 美 子	（公社）京都市身体障害者団体連合会法人事務局長
評議員	森 田 香 織	京都市立総合支援学校長会（京都市立東総合支援学校長）
評議員	川 端 一 彰	（一社）京都障害者スポーツ振興会副会長
評議員	公 文 茂 人	（一社）京都ボランティア協会常務理事
評議員	時 森 康 郎	京都卓球バレー協会会長
評議員	小 下 幸 弘	京都市地域リハビリテーション推進センター企画課長
評議員	平 田 和 洋	（福）京都市社会福祉協議会事務局長
評議員	岡 千 栄 子	（公社）京都市身体障害児者父母の会連合会会長

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会事務局組織図



目 次

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
公益財団法人京都市障害者スポーツ協会役員・評議員名簿・・・・・・・・	2
公益財団法人京都市障害者スポーツ協会事務局組織図・・・・・・・・	3

I 事業の紹介

京都市障害者スポーツセンター

1. 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) スポーツ大会等開催事業・・・・・・・・	11
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業・・・・・・・・	16
(4) 講習会等開催事業・・・・・・・・	18
(5) 全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業・・・・・・・・	19

2. 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業・・・・・・・・	21
----------------------	----

3. 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業・・・・・・・・	23
(2) レクリエーション教室等開催事業・・・・・・・・	26

4. 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業・・・・・・・・	28
(2) 交流事業・・・・・・・・	30

京都市障害者教養文化・体育会館

1. 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業・・・・・・・・	31
(2) スポーツ大会等開催事業・・・・・・・・	32
(3) 各種スポーツ体験会等開催事業・・・・・・・・	33
(4) 講習会等開催事業・・・・・・・・	34

2. 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業・・・・・・・・	36
----------------------	----

3. 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業・・・・・・・・	38
(2) レクリエーション教室等開催事業・・・・・・・・	40

4. 障害のある人への理解を進めるための事業

- (1) イベント等開催事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
- (2) 交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2

Ⅱ 利用状況

1. 管理運営する施設の利上状況等

- (1) 京都市における障害者手帳交付状況（平成30年3月現在）・・・・・・ 4 3
- (2) 登録状況（平成31年3月現在）・・・・・・・・・・・・ 4 3
- (3) 平成30年度障害別利用状況・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

2. 京都市障害者スポーツセンター

- (1) 年度別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- (2) 月別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- (3) 施設別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- (4) 曜日・時間帯別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- (5) 登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6

3. 京都市障害者教養文化・体育会館

- (1) 年度別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- (2) 月別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
- (3) 施設別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- (4) 曜日・時間帯別利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- (5) 登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

Ⅲ 資料

- 1. 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会定款・・・・・・・・・・・・ 5 0
- 2. 平成30年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
- 3. 平成30年度決算報告（概要）・・・・・・・・・・・・・・ 7 2
- 4. 京都市障害者スポーツセンター条例・・・・・・・・・・・・ 7 3
- 5. 京都市障害者教養文化・体育会館条例・・・・・・・・・・・・ 7 7

I 事業の紹介

京都市障害者スポーツセンター

1. 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業

こども水泳教室

ペンギン（身体）、ラッコ（療育・福祉）、イルカ（身体・療育・福祉、25m以上泳ぐことができる）の各コースを開催し、延べ1,181人が参加しました。

ペンギンコースとラッココースは、参加者個々に合わせ、水慣れや水中での安全確保、泳ぎの基礎となる呼吸法や浮き身、キックなどの習得を目標に開催しました。最終回に行った練習成果を披露する発表会では、お互いの泳ぎを見ながら応援し励まし合う姿も見られ、水泳を通じて仲間意識が生まれ、交流も深まりました。

イルカコースは、25m以上泳げるこどもを対象に「ラッココース」、「ペンギンコース」の上級コースとして、更なる泳力の向上を目指し、個々の目標に沿った内容を中心に練習を行いました。また、目標とする泳法以外にも、新しい泳法の習得やターン練習なども実施し、水泳を継続的に取り組んでもらえるよう指導しました。

各コースとも楽しみながら練習することにより、それぞれの技術レベルが向上しました。また、最初に小さな目標を設定して一つひとつの課題をクリアさせていくことで、自信もつき、練習にも意欲的に取り組みました。



成人水泳「初級コース」

25m完泳を目指すコースを開催し、延べ144人が参加しました。参加者は個々に合った目標に対し熱心に取り組み、難しいことにも更に挑戦しようと前向きな姿勢がうかがえました。息つきや効率的な水の捉え方、キックなど泳ぎの基本動作を身につけ、最終回ではほぼ目標を達成することができ、練習の成果を発揮することができました。

水泳教室 トビウオコース・選手育成コース

より美しく楽に泳げるように泳力の向上を目指すトビウオコースと、競技会に出場し記録向上を目指す選手育成コースを開催し、延べ315人が参加しました。

トビウオコースは、クロールで楽に長い距離を、また、新しい種目で25mを泳げるように練習しました。

選手育成コースは、泳ぐ技術を向上させるとともに、水泳競技の規則を理解し、アスリートとしてのマナーを身につけ、仲間と共に競技会への出場を目指しました。参加者が出場を目指している競技会に向け、飛び込みやターンなどの実践練習も行いました。

その結果、新しい種目の獲得やタイムの向上につながり、最終回には多くの参加者が自己記録を更新しました。



ふれあい水泳教室

障害のある人が、水中運動の楽しさを知ること、また、浮力を利用した水中でのバランス感覚や身体機能の向上を目指すことを目的に開催し、延べ247人が参加しました。

スイマーと介助者でペアを組み、リラクゼーションやゲームを通じて、水中でのバランスの保持や自分で体をコントロールできるよう取り組みました。

参加者それぞれに合わせた課題に取り組んだことにより、水に潜れるようになったり、ほとんど介助をしなくても背浮きができるようになったりと、それぞれに成果が見られました。

障害者シンクロナイズドスイミング教室

障害のある人となない人が共にシンクロナイズドスイミングに取り組み、相互理解を深めること、また、参加者がチームとして障害者シンクロナイズドスイミングフェスティバルに出場することを目的に開催し、延べ181人が参加しました。

日本障害者シンクロナイズドスイミング協会の森田美千代会長を講師に迎え、スカーリングや背浮き、平泳ぎなどの基本的な技術から練習し、徐々に難易度の高い技術に挑戦しました。教室終了後には障害者シンクロナイズドスイミングフェスティバルに出場し、演技を披露しました。

卓球教室 初級コース・選手育成コース

球慣れ、ラケットの持ち方・振り方、ラケットの面づくりなどの基本技術の習得を目指す「初級コース」と試合で必要とされる技術（カット・ドライブ等）を習得し、上位入賞できる選手を育成することを目的とする「選手育成コース」を開催し、合計で延べ558人が参加しました。

初級コースでは、参加者同士でラリーを続けることができるようになり、「上達が感じられて楽しい、卓球を継続していきたい」という声を聞くことができました。

選手育成コースでは、ツッツキやドライブ、スマッシュなど、実戦向けの技術の習得を目指しました。ルールの説明なども行い、最終回には、自分たちで審判を行うなど、実際の試合の流れを確認しながら進めることができました。



アーチェリー教室

障害のあるアーチャーの拡大とその技術の向上を図るとともに、第27回室内アーチェリー大会に出場することを目的に開催し、延べ101人が参加しました。

基本的な技術、射法マナーから始め、参加者それぞれに合わせて5、7、10mの距離にある的に向けて行射する練習を行いました。

参加者の状況に合わせて少しずつ距離を伸ばしたため、最終的には参加者全員が10mの距離で行射することができ、高得点に入ると全員で喜ぶなど、良い雰囲気が進めることができました。

スポーツウエルネス吹き矢教室

吹き矢の技術を向上させ、用具の扱い方や競技に必要なマナーを習得するとともに、精神力、集中力を身につけることを目的に開催し、延べ52人が参加しました。

用具の扱い方、構え方、吹き方などの基本的なことから、ルールや呼吸法などの専門的な知識までを一貫して指導しました。基本を念入りに説明しながら進めたことで、正確な射法を覚えることができ、競技に必要な集中力が増し、参加者全員に技術の向上が見られました。



フライングディスク教室

アキュラシー種目を中心にディスクの投げ方やルールを身につけ、フライングディスク競技の普及と選手を育成することを目的に開催し、延べ75人が参加しました。

ミニゲームを取り入れながら進めたことで、参加者は楽しみながら自己の記録に挑戦するなど、意欲的に取り組む姿が見られました。



Newパラスポーツ教室（旧新規スポーツ種目教室）

センター開設25周年記念事業として、新たなスポーツ競技を考案し、参加者やボランティアと共に試行錯誤を重ね改良を図ってきました。

開発の趣旨である、「障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる競技を広く普及させる」ことを念頭に、複数ある競技の中から「スクエアボッチャ」を、大会実施に向けて取り上げ、教室を通じて試行錯誤を重ね、ルール等の具体化を図るとともに競技の習熟に取り組みました。



アスリート支援

平成30年度から、「東京2020パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興事業」のひとつとして、パラリンピック等の大会出場を目指すアスリートを対象に、水泳競技のクラブと個人に14回、アーチェリー競技のクラブに11回、延べ213人に練習場所の提供等の支援を行いました。

当センターで活動されているクラブだけでなく、練習場所に困っている選手に対しても、競技会出場に向けて、充実した練習環境を提供することができました。



(2) スポーツ大会等開催事業

第24回卓球大会

卓球大会を通じて、競技力の向上、参加者同士の交流及び障害のある人のスポーツの振興を図ることを目的に開催し、大阪府や兵庫県、神奈川県など、他府県の選手を含めた113人が参加しました。

一般卓球の部とサウンドテーブルテニスの部を実施し、予選リーグ1位・2位の選手が決勝トーナメントへ、3位・4位の選手が交流トーナメントに進み、白熱した試合が繰り広げられました。

また、センター開設30周年記念アトラクションとして、変則ラケットを使用して実施した「変則ラケットラリー選手権」では、30秒間で29回のラリーを達成したペアもあり、競技、アトラクションともに、大いに盛り上がる大会となりました。

第27回障害者シンクロナイズドスイミングフェスティバル

※現パラアーティスティックスイミングフェスティバル

障害のある人となない人が、共にシンクロナイズドスイミングに取り組むことで、ノーマライゼーションの実現を図るとともに、全国の仲間が演技を発表することで、選手同士の交流や技術の向上、障害者シンクロの普及を図ることを目的に、日本障害者シンクロナイズドスイミング協会（現日本パラアーティスティックスイミング協会）、（公財）京都新聞社会福祉事業団及び（一社）京都障害者スポーツ振興会との共催で実施し、2日間で延べ807人が参加しました。

今回は、センター開設30周年記念事業として、1日目にフェスティバル初となるソロ競技会を実施し、審判員による採点があったため、発表会とは違った緊張感に包まれました。2日目の演技発表会では、全国13都府県に加え、アメリカ、ブラジル、イタリア、メキシコの海外チームも参加し、ソロ、デュエット、トリオ、チームⅠ・Ⅱ、フリーコンビネーションの6種目に47の演技が発表されました。シンクロナイズドスイミングを始めたばかりの人から何度も出場している人まで参加され、幅広い内容の演技が披露されました。講評委員からは、細かなアドバイスが伝えられ、参加者のモチベーションにつながっているようでした。観覧者やボランティアスタッフから、どの演技にも温かい視線と声援が送られ、一体感のあるフェスティバルとなりました。また、エキシビションでは、京都踏水会水泳学園により、チームの演技が披露され、参加者は、素晴らしい演技を間近に見ることができました。



第21回京都紫竹ロータリークラブ杯パットゴルフ大会

パットゴルフの競技を通じて、体力の維持・増進を図ると共に、技術の向上と障害のある人のスポーツ振興を図ることを目的に46人が参加し、京都紫竹ロータリークラブの会員をはじめ多くの人々との交流を深めることができました。

試合形式がペアマッチであったため、互いに力を合わせてカップを狙い、交流を深めることができました。また、ニアピンコンテストや、車いす・アイマスクを使用した障害のある人の体験をするホールを設置するなど、様々な障害についての理解を深めることもできました。



第29回全京都車いすハンドボール大会兼全国交流大会

車いすハンドボールの普及・振興及び障害のある人となない人が互いに交流する場とすること、また、これをきっかけに障害のある人々がスポーツに参加し、日常化させることを目的に開催し、7チーム、110人が参加しました。

大会は、(一社)京都障害者スポーツ振興会、京都日吉ヶ丘ライオンズクラブとの共催で実施し、全チームを2つのグループに分けてリーグ戦を行った後、順位決定戦を行いました。

また、車いすハンドボール審判講習会の受講者が、審判員として協力し、講習会実施の効果もみられました。



第30回記念水泳記録会

水泳競技を通じて体力の維持・増進、水泳競技力の向上、また、障害のある人となない人とのノーマライゼーションの実現を図ると共に、障害のある人のスポーツの普及・振興を図ることを目的に開催し、162人が参加しました。

記録会では、それぞれの種目のタイム計測を行いました。また、自己の目標とする記録にどれだけ誤差なく泳げるかという「自己申告タイム制」、自由に参加できる「みんなで水中エクササイズ」や「水中むかで競走」を行い、誰でも気軽に参加できるものとししました。京都市内の総合支援学校やスイミングスクール、他府県からの参加もあり、水泳を通じて交流を深めることができました。

今年度も水泳教室の受講者が参加し、教室チームとしてリレーに出場しました。大会への出場経験が少ない人たちは、教室とは違った雰囲気緊張していましたが、練習の成果を発揮しようと一生懸命泳ぐ姿が見られました。また、アトラクションでも障害のある人もない人も一緒に全員で楽しむことができました。「記録会に出場する」という目標を掲げて練習に取り組む人も多く、継続して水泳を行うきっかけにもなっているようです。



第6回電動車いすサッカー・フレンドリーサンガカップ

他のチームとの親睦を深め、技術の交換を行い、チーム力の向上を目指すとともに、電動車いすサッカーの普及と振興を図ることを目的に開催し、4チーム、134人が参加しました。

本大会は、(株)京都パープルサンガとの共催で実施し、京都、大阪、滋賀、愛知からの参加があり、4チームでの総当たりで試合を行いました。

また、決勝戦の前に京都サンガF.Cの若原智哉選手との交流会を設け、電動車いすに乗って参加者全員と鬼ごっこを行い、交流を図りました。参加者もプロの選手との交流を毎回楽しみにしており、有意義な時間を過ごすことができました。



第20回記念ボッチャ大会

選手同士の技術や順位を競うとともに、大会を通じて、同じ競技を行う仲間として連帯及び友好を深めることを目的に開催しました。

大会は、(公財) 京都新聞社会福祉事業団との共催で実施し、障害の程度や種別にわかれて競う個人戦と、総合支援学校対抗のチーム戦を行いました。今大会から、チーム戦と個人戦を2日間に分けて実施したところ、2日間で178人が参加しました。

今大会は全クラスに申込みがあり、試合では、どの参加者も一投一投に集中し、緊迫した試合展開が繰り上げられ、たくさんの参加者と応援で非常に盛り上がった大会となりました。



第27回室内アーチェリー大会

障害のある人もない人も共にアーチェリーを通じて友好を深めるとともに、障害のあるアーチャーの拡大とその技術力の向上を図ることを目的に開催し、81人が参加しました。

大会は、18mインドアラウンド一般の部・初級の部、10mインドアラウンド初心者オープンの部に分け、それぞれ3射×10回×2ラウンドの成績の合計で順位を決定しました。なお、18mインドアラウンド一般の部の成績は、全日本アーチェリー連盟の公式記録として認定されました。

障害の有無に関わらず、幅広い年齢の人たちの参加があり、参加者同士で互いに交流する姿が見られ、良い雰囲気の中、大会を進行することができました。

また、京都室町ライオンズクラブ様より、当協会へアーチェリーコンパウンドボウ一式とアーチェリーの台4台を寄贈していただきました。



第18回エコロベース大会

エコロベースの技術向上を図り、障害のある人となない人が互いに協力し、仲間として連帯及び友好を深めることを目的に開催し、6チーム、92人が参加しました。

大会は、2グループに分けて予選リーグ戦を行い、各リーグ1位同士による優勝決定戦、2位同士による3位決定戦、3位同士による交流戦を行いました。どの試合も見ごたえのある白熱した試合展開が繰り広げられました。ホームランが出ると観客からも歓声が沸き、盛り上がる大会となりました。

また、今回はゲストとして、日本女子プロ野球リーグの「京都フローラ」から小西美加選手、「レイア」から青木悠華選手を迎え、参加者と一緒にプレーを楽しんでもらうことができました。



Newパラスポーツ大会

センター開設25周年記念事業として、新たなパラスポーツ競技を開発することを目的に様々な競技を考案し、試行錯誤を重ねて改良を図ってきました。開発の趣旨である、「障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる競技を広く普及させる」ために、「スクエアボッチャ」を競技種目とした大会を開催し、50人が参加しました。

大会では、「スクエアボッチャ」に初めて挑戦する人が約半数おられましたが、本競技の特徴の一つである「誰もが分かりやすい簡単なルール」であったため、初めての人でもすぐにゲームを楽しむことができました。障害の種類や程度、年齢に関係なく、参加者全員に楽しんでもらうことができ、本事業の目的を達成することができました。



（３）各種スポーツ体験会等開催事業

パラスポーツフェスティバル

東京2020パラリンピック競技大会開催に向け、障害者スポーツの機運が高まっているなか、障害のある人々のスポーツを体験し、障害者スポーツの認知度を高めるとともに、障害のある人への理解促進につなげ、障害者スポーツの普及振興に努めることを目的に開催し、323人が参加しました。

アテネパラリンピック女子車いすバスケットボール元日本代表の阪根泰子氏や現役選手を講師に迎え、プロバスケットボールリーグBリーグの京都ハンナリーズの選手と共に「車いすバスケットボール競技」を体験しました。また、「ミニパラチャレンジ」として、東京2020パラリンピック競技大会で実施される4競技を、ゲーム感覚で体験しました。さらに、「パラスポーツふれあいコーナー」として、東京2020パラリンピック競技大会で実施される22競技の写真や競技用具の紹介、義足の体験などを実施しました。

トップアスリートとの交流や障害者スポーツ等の体験を通じ、東京2020パラリンピック競技大会を京都から盛り上げ、障害のある人の理解の促進と障害者スポーツの普及・振興を図ることができました。



ハロウィック水泳法のつどい

（運営：ハロウィックスイミングクラブ京都）

イギリスで考案された「ハロウィック水泳法」の手法を用いて、重い障害のある人でも水中運動を楽しむハロウィック水泳法を継続して取り組むこと、また「ハロウィック水泳法」の普及・振興を目的に実施し、延べ286人が参加しました。

障害のある人とその介助者がペアになって、ハロウィック水泳法のプログラムに沿って、リラクゼーションやゲーム、レクリエーションなどの水中運動に取り組みました。

本事業に参加することが唯一の運動になっているスイマーもおられ、非常に有意義な時間を過ごされました。

シッティングバレーボール体験会

東京2020パラリンピック競技大会を応援する事業の一環として、選手を発掘、育成し、競技を普及させることを目的に開催し、延べ57人が参加しました。

体験会では、基本的な技術から応用までの技術を身につけ、ゲームを行いながら戦術を学びました。参加者は、障害の有無に関わらず、初めて体験する人も多く参加し、多くの人にシッティングバレーボールを知っていただくことができました。全日本強化指定選手から初めて体験する人まで、グループに分かれてレベルや目的に合わせて指導を行いました。

体験会に参加したことがきっかけとなり、シッティングバレーボールのクラブに入部する人もあり、選手の発掘にもつながりました。

ボッチャ体験会

東京2020パラリンピック競技大会を応援する事業の一環として、選手を発掘、育成し、競技を普及させることを目的に開催し、延べ146人が参加しました。

体験会では、基本的なルールから、さまざまな投球動作の指導と、第20回記念ボッチャ大会への出場を視野に入れ、チーム戦だけでなく個人戦の体験も行い、実践練習を重ねました。

普段からセンターを利用している人はもちろん、マスメディアの紹介記事や紹介映像を見てボッチャに興味を持ったという人もあり、認知度の高まりを感じました。また参加者同士で交流が生まれ、障害の有無に関わらず、ボッチャを楽しむ姿が見られました。



Newパラスポーツ体験会（旧新規スポーツ種目体験会）

Newパラスポーツ教室で取り組んできた「スクエアボッチャ」の大会を開催するにあたり、より多くの人に体験してもらい、大会の参加を促すことを目的に開催し、延べ77人が参加しました。

「スクエアボッチャ」の特性が活かされ、初めて出会った参加者同士が相談やアドバイスをしながらゲームを楽しむ姿が見られました。



（４）講習会等開催事業

飛び込みスタートのための講習会

水泳競技会でのスタート時に安全に飛び込める方法を身につけることを目的に実施し、45人が参加しました。

飛び込みスタートの危険性や安全に飛び込むための姿勢等を説明しながら、水中からプールサイド、更にスタート台へと、飛び込みスタートの技術の向上に合せて段階的に練習を進めていきました。また、飛び込みスタートだけでなく、水中スタートにも取り組みました。

参加者は記録の向上のために熱心に取り組まれ、センターで開催する水泳記録会や他の水泳大会に出場する意欲の高揚にもつながりました。



車いすハンドボール審判講習会

車いすハンドボール大会の円滑な競技運営のため、特に審判技術の習熟を目的として開催し、延べ55人が参加しました。

実際に車いすに乗りながらゲームを通して、審判技術の習得に励んでももらいました。

参加者はゲーム数をこなすことで、短期間で、ゲームの流れを止めることなく、的確に笛を吹くことができるようになりました。

今回の講習会をきっかけに、今後は経験を積んでいただき、更に審判技術に磨きをかけ、大会運営に協力していただけることを期待しています。

センター登録ボランティア養成講座

センターでのボランティア活動を希望する人が、活動に際して必要な知識や技術を習得することを目的に開催し、6人が受講しました。

講座では、「障害者スポーツ概論」、「障害論」について学ぶとともに、ボランティアの役割やセンターでの活動内容について紹介し、実技では視覚に障害のある人と車いすの介助法を実施しました。普段からセンターでボランティア活動をしている人も参加され、活動中の事例についての疑問点などにも触れることができたので、今後の活動に生かせるという意見がありました。

なお、芝田徳造理事長による「障害者スポーツ概論」は、申込者以外も参加できるようにしたため34人（前記「6人」を含む）が受講し、障害のある人にとって「スポーツは生きる力」であることを学ぶことができました。

（５）全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業

京都市選手団の派遣

第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）に、10月11日（木）～10月16日（火）の5泊6日の日程で開催地である福井県へ51人（選手24人、役員27人）の選手団を派遣しました。

大会期間中は、強化練習会で培った成果を十分に発揮することができ、成績は、金メダルが6個、銀メダルが5個、銅メダルが9個の合計20個のメダルを獲得することができました。また、強化練習会を一緒に行ってきた京都市選手団と京都府選手団が互いに全力で応援し合うなど、「オール京都」の一体感を感じることができました。



競技成績

〈陸上競技〉

名前	種目	成績
柿並 高光	100m走	金
	ソフトボール投	金
馬場 和也	800m走	銀
	1500m走	金
堀 栄子	1500m走	銅
	ジャベリックスロー	金
安田 朝弥	砲丸投	4位
	ジャベリックスロー	銅
吉田 成志	100m走	4位
	走幅跳	銅
宇仁 健真	800m走	5位
	1500m走	銅
緒方 健人	400m走	5位
	800m走	5位
	4×100m リレー	6位
尾崎 太河	800m走	5位
	1500m走	3位
木戸 美見	100m走	8位
	走幅跳	5位
	4×100m リレー	6位
佐野 勇樹	100m走	銅
	200m走	6位
	4×100m リレー	6位
篠原 明日香	50m走	7位
	ソフトボール投	4位
住友 勇斗	100m走	5位
	200m走	4位
	4×100m リレー	6位

〈水泳〉

名前	種目	成績
佐藤 生顕	25m自由形	銅
	50m自由形	4位
植田 翔太	25m自由形	4位
	50m自由形	4位
山副 陽智	25m平泳ぎ	金
	50m平泳ぎ	銀

〈卓球〉

名前	種目	成績
三宅 悦子	一般卓球	銀
高垣 允哉	一般卓球	銀
村田 柊治	一般卓球	銀

〈フライングディスク〉

名前	種目	成績
加藤 丈士	アキュラシーディスク・フライング	5位
	ディスタンスメンズ・スタンディング	銅
吉田 隆二	アキュラシーディスク・フライング	銅
	ディスタンスメンズ・スタンディング	7位
井手 麻衣	アキュラシーディスク・フライング	4位
	ディスタンスレディース・スタンディング	7位
上田 翔矢	アキュラシーディスク・フライング	5位
	ディスタンスメンズ・スタンディング	4位

〈アーチェリー〉

名前	種目	成績
北川 政延	リカーブ 30mダブルラウンド	金

〈ボウリング〉

名前	種目	成績
尾崎 心哉	ボウリング	6位

精神障害者バレーボール競技近畿ブロック予選会の開催

第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）で実施される精神障害者バレーボール競技の近畿ブロック代表チームを決定することを目的に開催し、近畿ブロックの6府県、2指定都市の計8チームが参加しました。

今年度は大阪府が優勝し、近畿ブロック代表として本大会に出場しました。



2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業

フィットネスタイム

昨年度実施していた、「いきいき若返り運動教室」、「らくちんレクリエーション教室」、「転ばぬ先のトレーニング教室」を統合し、申込制から自由参加型に変更し、フィットネスタイムとして「いきいき若返りコース」、「体力アップコース」、「転倒予防コース」、「レクリエーションコース」の4コースを実施しました。体幹や下肢の筋力アップ、有酸素運動等を実施し、日常生活の動作能力の維持・向上を図ることや、レクリエーションを通して楽しみながら健康の維持・増進を図ることを目的に開催し、延べ1,723人が参加しました。

自由参加型に変更したことにより、参加しやすくなったようでした。



アクアフィットネスタイム

温冷刺激・水圧・浮力・抵抗といった水の特性を利用して、体力の維持・増進を図ることを目的に「水中ウォーキングコース」、「かんたんアクアコース」、「アクアビクスコース」を実施し、延べ681人が参加しました。

過度の負荷をかけないように配慮しながら、全身の積極的な強化を行い、その日の参加者の様子や状態に合わせて、音楽に合わせプログラムに変化をつけていったことで、少しずつ参加人数が増加し、リピーターも増えました。

ストレッチング・エクササイズワンポイントレッスン

柔軟性を高め、けがを予防するための「ストレッチングの部」と、立位・歩行が困難な人でも無理なく全身運動ができる「エクササイズの部」の二つの部で気軽に運動を楽しむことを目的に開催し、ストレッチングの部では延べ1,983人、エクササイズの部では延べ1,668人が参加しました。

ストレッチングの部では、立った姿勢や座った姿勢、マットに寝ころんだ姿勢など、様々な姿勢で簡単にできるストレッチングを行い、説明を加えながら全身にわたってストレッチングできるようにしたことで、参加者も理解が高まりました。

エクササイズの部では、簡単に行える軽めの全身運動を中心に、ラジオ体操などの馴染みのある運動や認知症予防の要素を取り入れた運動などを実施したことで、毎回楽しく身体を動かすことができました。



救急法講習会「京都市消防局普通救命講習」

普段の生活の中で、万一事故が発生した場合に備え、利用者及びセンター登録ボランティアを対象とした普通救命講習（心肺蘇生法及びAED講習）を実施し、21人が参加しました。

京都市左京消防署の救急救命士を講師に迎え、テキストを用いて、心肺蘇生法やAEDの必要性について解説を受けた後、心肺蘇生法とAEDの操作の実技講習を行いました。

心肺蘇生を開始するまでの時間が早ければ早いほど生存率が上がるという話があり、「実際は怖いと思うが、勇気を出して行動してみたいと思う」という声を複数聞くことができました。

3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業

よし笛教室

音楽に触れ、「よし笛」を繊細な呼吸や手先の動きを使って演奏することによって、機能回復や豊かな情操の向上を図るとともに、障害のない人との交流を図ることを目的に、よし笛アンサンブル「かわせみ」を講師に迎え、「初級の部」と「中級の部」を開催し、836人が参加しました。

初級の部では、姿勢や指の位置、指の運び、タンギングなどの基礎練習を中心に行われました。中級の部では、音符の変化をよく見ることを意識するだけでも表現が変わるなど、よし笛の音色を楽しむことに繋がっていました。

また、参加者は、夏祭りやクリスマス会、文化芸術祭の3つステージで演奏することで「よし笛」の新たな魅力と難しさの両方を知ることができました。ステージ上で思い切って音を出すことは、次へのステップとなったようです。



コーラス教室

音楽の魅力に触れ、大きな声を出して歌うことによって、機能回復や豊かな情操の向上を図るとともに、教室を通じて仲間をつくり、障害のない人との交流を図ることを目的に開催し、延べ642人が参加しました。

京都国際交流合唱団代表津田隆氏を講師に迎え、「楽しんで歌う」ことを第一に、発声等の基礎から始め、二部合唱に取り組み、夏祭りやクリスマス会、文化芸術祭のステージで歌声を披露しました。

イベントでのステージ発表では、緊張感に包まれながらも充実した時間を過ごされました。



書道教室

生涯活用することができる財産として書道を学習することで、日常生活での実用性を高めるとともに、趣味としても楽しみ、心を豊かにすることを目的に開催し、延べ282人が参加しました。

公益社団法人日本書芸院一科審査会員芝田雍子氏を講師に迎え、美しく整った文字を書くための筆の扱い方や書き方、墨の濃淡やかすれによる個性の出し方について学び、作品を制作しました。

講師からの「楽しく自由に書き表しましょう」というアドバイスにより、書くことを楽しみながら、意欲的に取り組むことで、自分で文字を選び、構成を考えて作品を作り上げるという達成感を得ることができました。

教室で制作した作品は、夏祭りやクリスマス会、文化芸術祭で展示しました。



書初め会

年初めに、あらたまった気持ちで筆をとり、一年の心構えや抱負を書き記すことを目的に開催し、51人が参加し、完成した作品は展示コーナーに展示しました。

開始時間前から部屋の前で待っている人や、館内のポスターを見て来たという人もいました。中には「来てはみたものの、何をどう書いていいのかわからない」という人もいましたが、用意しておいた見本や他の参加者の様子を見ながら、自分なりに好きな字を書き、満足していただくことができました。

また、展示コーナーにも多くの作品を展示することができ、参加者は自分の作品が展示されたことを喜んでおられました。



お花の体験会

季節の草花などを自由に飾り、季節の移り変わりを楽しむことを目的に開催し、延べ30人が参加しました。

青山御流教授者津田洋子氏を講師に迎え、季節に合わせた花を材料に、作品を制作し、夏祭り、クリスマス会、文化芸術祭に出展しました。

生け花に親しみの少ない人の参加もありましたが、講師がお花の持ち方、挿し方、生ける角度などの指示を細かく指導されたので、分かり易く、完成した作品に満足されていました。



茶道体験会

茶道体験を通じて、日本固有の文化や芸術に触れ、豊かな情操を養うことを目的に、茶道裏千家の中陳宗道氏（松峰会代表）を講師に迎え、また松峰会会員の協力を得て開催し、延べ37人が参加しました。

5月は「初風炉」、11月は「炉開き」と、季節に合わせたテーマでの茶会で、その時期に合わせたお菓子や茶器など、趣向を凝らした季節を楽しむおもてなしの場が用意されました。初参加や未経験者のために、お点前と並行して講師からの分かり易い説明があり、伝統文化に触れる有意義な時間となりました。参加者は、静寂な中での抹茶体験を満足されていました。



（２）レクリエーション教室等開催事業

こどもレクリエーション教室

遊具等での遊びを通じて、楽しみながら苦手なことへの挑戦を試み、身体機能の向上を目指すことを目的に開催し、延べ277人が参加しました。

様々な遊具を使用し、楽しみながら運動を行えるように指導しました。

苦手な種目もある中、参加者に合わせて設定した課題に挑戦したことで自信につなげることができ、子どもたちが進んで運動を行うようになり、身体面のみならず、精神面においても成長を感じることができました。



ふれあいスポーツDAY

障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しみ、障害のある人となない人の交流を図ることを目的に開催し、延べ464人が参加しました。

ボッチャと卓球バレーを常設し、障害者スポーツやニュースポーツなどいろいろな種目を、一人で来ても楽しめるようにしました。

子どもから大人まで楽しむことができ、また、障害のある人となない人が対戦する場面も見られるなど、目的のひとつである「交流」の促進にもつながりました。



放課後スポーツ教室

放課後の時間を利用して、運動の基礎を楽しく習得することを目的に開催し、746人が参加しました。

マット運動や跳び箱、ボール遊びなど、苦手な運動にも取り組み、障害のある子どもと運動が苦手な障害のない子どもが一緒に楽しみながら体を動かし、放課後の時間を過ごしました。車いすに乗ったり、フライングディスクをしたり、経験したことの無いことにも、興味を持ち、やる気が出て、熱心に取り組むことができたようでした。

また、集団行動が苦手な人も、イスに番号を貼って順番待ちを分かりやすくするなどの工夫で、何をすればいいのかが分かり、話に集中できるようになるなど、みんなで一緒に行動できるようにもなりました。



ミュージック・ケア京都体験セミナー

情緒の安定と発達を促し、身体的機能の維持改善を図るための刺激や運動を与える音楽療法を体験することを目的に2日間開催し、延べ208人が参加しました。

NPO法人日本ミュージック・ケア協会会長の宮本啓子氏と、副会長の伊藤美恵氏を講師に迎え、1日目に実技を交えながら理論を学び、2日目は実際のセミナーを障害のある子どもたちと一緒に体験し、午後からは再度理論や実技を学ぶというプログラムが大変勉強になったようでした。

親子ふれあいタイムには、障害のある子どもとその親、約40組の参加があり、子どもたちにとっては長いと感じられるかもしれない約2時間のプログラムでも鈴や鳴子、バルーン、シャボン玉など様々な道具を使用されたことで、最後まで集中して参加できました。また、セミナーの受講者は、親子ふれあいタイムのプログラムの進め方を熱心に学んでいました。



4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業

地域交流シネマ上映会

センターを利用している障害のある人と近隣住民との交流を図ることを目的に開催し、99人が参加しました。

京都市からのユニバーサル上映補助金を活用し、京都映画センターや京都リップルに協力いただき「ナミヤ雑貨店の奇蹟」を日本語字幕、副音声付きで上映しました。

視覚や聴覚に障害のある人、車いす利用者等、さまざまな障害のある人や、地域住民に映画を楽しんでいただき、障害のある人となない人の交流の場を作ることでもできました。

また、初めてセンターに来館された人もあり、センターのPRになったとともに、今後、センターの利用につながることを期待されます。

夏祭り

地域の交流拠点として、障害のある人となない人がともに集い、子どもから大人まで楽しめる催しを提供することを目的に開催し、延べ3,947人が参加しました。

プログラムでは、和太鼓やエイサーなどのステージ発表や模擬店、ビンゴ大会等を行いました。また、ゲーム、ちびっこ広場、登録ボランティアの運営による手づくりおもちゃコーナー、書道教室受講者の作品展示等、楽しめるスペースを作りました。1年の中で最も暑い時期の開催なので、クールスポットを設置するなど、暑さ対策にも気を配りました。ステージ発表では、来場者も参加できる演目が多く、ステージと客席が一体となって楽しむ様子が見られました。



クリスマス会

地域の交流拠点として、障害のある人とない人がともに集い、子どもから大人まで楽しめる催しを提供することを目的に開催し、延べ2,730人が参加しました。

メイン会場では、ステージで、よし笛演奏、コーラス発表、ダンス、バンド演奏、琴演奏、舞踊、吹奏楽、ビンゴ大会を行い、会場内には模擬店が並びました。また、ゲームコーナーやちびっこ広場など子どもが楽しめるスペースを設け、廊下等には作品を展示し、子どもから大人まで楽しみました。ステージでは、クリスマスらしい演出によって会場を盛り上げることができ、会場内に並ぶ店舗には多くの人が訪れ、その他のコーナーにも人が途絶えることがなく、最後のビンゴ大会まで賑わいました。



文化芸術祭

地域の人々と協力し、地域に密着した教養文化事業を実施することを目的に開催し、延べ947人が参加しました。

「日本の文化」を楽しむことをテーマに、ステージでは伝統を重んじた立命館大学邦楽部の演奏や、和太鼓ロックバンド“バチ・ホリック”の躍動的な演奏、教室（よし笛、コーラス）受講者の発表をはじめ、センター主催教室受講者によるお花や書道の作品や、児童・障害者施設による絵画作品等の展示を行いました。また、プレイルームではお抹茶体験コーナーを設け、飲むだけではなく、実際にお抹茶を点てる体験もできたので、多くの来場者が楽しまれていました。



（２）交流事業

バレーボール教室

個人の技術力向上を図るとともに、障害のある人への理解を深め、障害のある人との交流の場を設けることを目的に開催し、延べ609人が参加しました。

基礎や応用の技術をポジション別で練習し、参加者個々に合わせて技術を学びました。また、教室の中でシッティングバレーボール体験を行い、障害のある人のスポーツの理解を深めることができました。

第10回記念バレーボール大会

地域の人々に対し、障害のある人や障害者スポーツへの関心を高めるとともに、センターの認知度を高め、障害のない人も利用できることを周知することを目的に開催し、191人が参加しました。

初参加の2チームを含め12チームが参加し、トーナメント戦を実施しました。例年、大会中に最も活躍した選手にその活躍を称え贈られる「MVP（最優秀選手賞）」に加え、第10回記念として、「アタッカー賞」、「セッター賞」、「レシーバー賞」も選出して表彰しました。

また、障害者スポーツの紹介コーナーでは、京都のシッティングバレーボールチーム「京都おたべーず」の協力を得てシッティングバレーボールの試合を行い、障害のある人との交流を図るとともに、障害のある人のスポーツへの理解が深められました。

第6回バレーボールクリニック（京都スポーツの殿堂「伝道事業」）

全国障害者スポーツ大会の正式競技である「バレーボール（聴覚・知的・精神）」及びパラリンピックの正式競技である「シッティングバレーボール」など、バレーボールの競技力向上及び普及・振興を目的に開催し、161人が参加しました。

シッティングバレーボール全日本女子代表チームやオリンピックの佐野優子氏、京都雅マイトリーズの選手たちに指導を仰ぎ、交流できたことで、参加者はパラリンピックやバレーボール競技等への関心が高まり、良い刺激となりました。



京都市障害者教養文化・体育会館

1 障害のある人のスポーツの振興事業

(1) 教室等開催事業

卓球教室

卓球の基礎技術を身につけ、卓球を楽しむことを目的に開催し、延べ 186 人が参加しました。

「基礎であるラケット面をしっかりと作り、卓球を楽しみましょう！」をテーマとして取り組み、指導に関しては、体育会館で活動しているボランティア及び卓球クラブのクラブ員に協力してもらうことで、毎回マンツーマンでの指導ができ、効率的・効果的に教室を進めることができました。



卓球バレー教室

京都で発展・普及した「卓球バレー競技」の持つ魅力を発信し、認知度を高め、競技人口の拡大を図ることにより、卓球バレーの更なる普及・振興につなげることを目的に開催し、延べ 101 人が参加しました。

教室では、ラケットの扱い方や基本的な打ち方、ルールの説明を行い、実践形式の中で個々のレベルアップを図ると共に、メンバー間の意思疎通を図ることに重点を置いて進めました。ポジションごとに課題を示し、個々の役割を明確にすることで、レシーブやパス、打ち込み、ブロックがスムーズになり、団体競技としての卓球バレー競技を楽しみながら技術面でも向上が見られました。



卓球ワンポイントレッスン

体育会館で開催する卓球教室に参加するきっかけづくりの場として、また、卓球の普及・振興につなげることを目的に開催し、延べ41人が参加しました。

参加者が日頃から疑問に感じていることや苦手な部分を聞き取り、マンツーマンで指導を行いました。ワンポイントレッスンに参加したことを通じて、卓球技術の向上に留まらず、卓球教室やふれあいスポーツなどの体育会館で実施している他の事業や体育会館で活動するクラブチームの練習に積極的に参加するなど、活動の機会を広げる姿が見られました。



（２）スポーツ大会等開催事業

交流卓球フェスティバル

体育会館及びセンターで卓球を楽しんでいる利用者、登録ボランティア及び職員が一緒にチーム戦を行い、卓球を通じて交流を図ることを目的に開催し、58人が参加しました。

障害の種別・性別に関係なく、参加者を4チームに分け、総当たりリーグ戦（全試合シングルス）を行い、試合後には体育会館登録ボランティアを含め、全員参加の練習会を行いました。

体育会館登録ボランティアや体育会館スタッフもチームの一員として参加することで、卓球を楽しむ利用者との交流を深めることができ、参加者から「気軽に参加できる試合をまた開催してほしい」、「いろいろな人と試合ができて、勉強になった」といった声が聞かれました。



（３）各種スポーツ体験会等開催事業

スポーツウエルネス吹き矢体験会

誰でも参加しやすい種目を体験する機会を提供すると共に、障害のある人となない人の交流を図ることを目的に開催し、延べ196人が参加し、用具の扱い方から構え方、射ち方などの基本的なことから専門的な技術まで指導を行いました。

体験会に参加した障害のある人が中心となり結成したクラブも活発に活動を行い、体験会のサポートを通して、より一層のスポーツウエルネス吹き矢の普及・振興を図ることができました。



車いすバスケットボール体験会

東京2020パラリンピックに向けて、障害のある人のスポーツを体験し、認知度を高めると共に、将来の日本代表選手を輩出することを目的に開催し、延べ51人が参加しました。

男子車いすバスケットボールチームの選手によるデモンストレーションの後、実技を行いました。最初は慣れない車いす操作に戸惑っていた参加者も、車いすバスケットボールチームの選手のアドバイスに耳を傾けながら練習に取り組み、最終的には車いすを巧みに操作しながらボールを扱えるようになりました。



Newパラスポーツ体験会

センターで考案した新しいスポーツ種目を普及させ、Newパラスポーツ大会に出場するチームを育成することを目的に開催し、延べ86人が参加しました。

「スクエアボッチャ」、「バドミントンバレー」、「転がしドッジ」の3種目を、センターとの情報交換を密に行いながら、参加者と共に取り組むことで、障害の有無に関わらず、誰もが楽しめるように考案したスポーツを広く紹介することができました。センターで開催した記念大会には6人が参加し、センター利用者と交流を深めることができました。



（４）講習会等開催事業

体育会館登録ボランティア養成講座

体育会館で広くボランティア活動をする人を養成することを目的に開催し、8人が受講しました。

講習会では、「障害」、「障害者とスポーツ」及び「ボランティアの役割」について学び、障害のある人が利用する施設のボランティアとして活動する上で必要となる知識を深めることができました。

また、受講者からは、「身近に障害のある人がおり、学んだことを少しでも思い出して関わっていきたい」、「障害は身体的なことではなく、我々の心の中に潜む偏見なのかもしれない」との声が聞くことができました。



ボランティアスキルアップ研修会

体育会館で活動するボランティアに必要とされる様々な知識及び技術を更に向上させることを目的に開催し、延べ27人が参加しました。

「視覚に障害のある人の介助法」、「車いすの介助法及び障害者スポーツ（ボッチャ）」、「心肺蘇生法」について研修を行い、「心肺蘇生法」はボランティアから要望のあった内容で、胸骨圧迫及びAEDの扱い方に絞って実施しました。

「実際に蘇生法が必要な場面に遭遇したことはないが、万一そのような状況になった時にも、率先して対処できるようになるには、何回も練習する必要があると思う」「定期的にこのような講習会を実施して欲しい」といった声を聞くことができました。



トレーニング室利用体験会

トレーニングの効果や器具の使用方法を説明し、実際にトレーニングしていただくことで、トレーニング室の利用者数の増加につなげることを目的に開催し、延べ12人が参加しました。

「その都度説明してもらえると、わからないことや、不安に感じていたことが解消され、トレーニング室を定期的にご利用してみようと思う」といった声を聞くことができました。



2 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

健康のための運動指導事業

ピラティス教室

日常生活やスポーツの中で、体を効率よく動かせるようになることを目的に新規に開催し、延べ46人が参加しました。

呼吸法を取り入れながら体幹を効率よく使うことにより、くずれたバランスを修正し、本来あるべき姿勢に導くことができました。



バランスボール教室

バランスボールを使用して、全身のストレッチングや体幹部をトレーニングすることを目的に開催し、延べ48人が参加しました。バランスボールを使用することにより、通常のストレッチングとは異なったストレッチ感を得られるとともに、リラックスしながら体幹部の強化につなげることができました。



フォームローラー教室

円柱形の用具であるフォームローラーを使用して動きやすい柔軟性の高い体づくりを目指すことを目的に開催し、延べ33人が参加しました。

フォームローラー上に横たわった状態でストレッチを行うことにより、リラックスしながら体幹部の強化につなげることができました。



ストレッチタイム

健康維持・増進に役立てることができ、日々自宅で楽しく実施できるストレッチの普及を図ることを目的に開催し、延べ 332 人が参加しました。

定期的に参加する人が増え、「正しいストレッチの理論や方法を教えてもらえるので、ストレッチを自宅においても実施している」といった声が聞かれました。



エクササイズタイム

バランスボールやチューブを使用して、気軽に運動を楽しむことを目的に開催し、延べ 256 人が参加しました。

「バランスボールで程よい運動ができます。毎回体がすっきりするので気持ちがいい」との声を聞くことができました。



3 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

(1) 文化教室等開催事業

コーラス教室

障害のある人が、音楽の魅力に触れ、「コーラス」で大きな声を出すことによって、機能回復や豊かな情操の向上を図ると共に、障害のある人となない人の交流を深めることを目的に開催し、延べ605人が参加しました。

教室は、京都国際交流合唱団代表津田隆氏を講師に迎えて実施し、最初は簡単な楽曲を参加者全員で歌い、徐々にレベルを上げ、2部合唱に取り組みました。



フラワーアレンジメント体験会

青山御流教授者津田洋子氏を講師に迎え、季節の草花などを自由に飾り、季節の移り変わりを楽しむことを目的に開催し延べ47人が参加しました。フフラワーフォームを使い、「洋」の趣で花を飾り、親しむことに主眼を置いて進め、季節の草花を美しく飾る方法を学んだ参加者から、「お手本を見ながら生けても個人個人で違ったイメージの作品が出来上がるので奥が深いと感じた」との声を聞くことができました。

和気あいあいとした楽しげな雰囲気の中、受講者同士で相談し合いながら作品を作っていく姿も見られました。



華道体験会

季節の草花などを、自然に生えている姿を再現するように生け、季節の移り変わりを楽しんでいただくとともに、生活に彩りを添えていただくことを目的に開催し、延べ58人が参加しました。

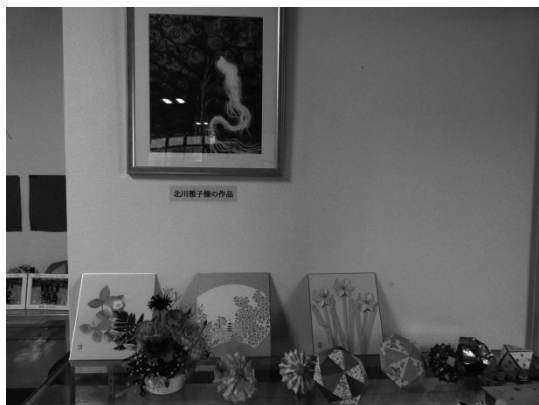
青山御流教授者津田洋子氏を講師に迎え実施し、花器や剣山を使い、「和」の趣で花を飾り、生け花に親しむことに主眼を置いて進め、参加者は日本の文化の素晴らしさを体験しました。また、「華道はとても難しいと想像していましたが、自分のイメージで草花を自由に生けることができ、華道を身近に感じることができました」との声を聞くことができました。



作品展示コーナー

利用者の制作した作品を展示するコーナーを設け、来館した人が鑑賞することで、製作者の意欲を高めることを目的に実施し、延べ25人の作品を展示しました。

「展示する作品の撮影のため、定期的に外出する機会が増え、どこに出かけようかスケジュールを組むのが楽しい」といった声が聞かれました。



（２）レクリエーション教室等開催事業

ふれあいスポーツモーニング

障害のある人となない人がスポーツを通じてふれあう場を提供することを目的に開催し、延べ2, 844人が参加しました。

登録ボランティアの協力を得て、一人で来館しても気軽に参加できることに主眼を置いて、卓球やバドミントンを実施しました。



ふれあいスポーツナイト

障害のある人となない人がスポーツを通じてふれあう場を提供することを目的に開催し、延べ1, 615人が参加しました。

卓球、バドミントンの他、参加者の要望を受けフライングディスクやボッチャなどの競技を実施しました。

日中は働いていることにより、午前や午後の時間帯ではスポーツを楽しむことができない障害のある人のために、夜間の時間帯に実施することで、地元の中学生や高校生、親子で参加されている人など普段ではふれあうことの少ない参加者とスポーツを楽しみながら交流を深めることができました。



ふれあいスポーツ卓球の日

ふれあいスポーツバドミントンの日

「ふれあいスポーツモーニング」、「ふれあいスポーツナイト」の人気種目である卓球やバドミントンを通じて、障害のある人となない人が、ふれあう場を提供することを目的に新規に開催し、両事業を合わせて延べ938人が参加しました。

午後の時間帯に行うことで、体育会館の主力事業の一つである「ふれあいスポーツ」をどの時間帯でも実施することとなり、障害のある人と障害のない人の交流の輪をより一層広げることができました。



春のお散歩体験会

春の季節感を味わいながら、アウトドア・ウォーキングを楽しむことを目的に開催し、18人が参加しました。

西高瀬川遊歩道を散策し、桜並木の景観を楽しみながらウォーキングをすることで、無理なく歩数を増加させ、各自のペースでウォーキングを楽しむことができました。



4 障害のある人への理解を進めるための事業

(1) イベント等開催事業

スプリングフェスティバル

平成30年度の開催事業及び次年度に開催予定の主な事業を体験してもらい、体育会館の認知度を高めることで新規利用者の拡大につなげることを目的に開催し、88人が参加しました。

「町内会の掲示板を見てきた」「バドミントンバレーが面白かった」「コーラス教室に参加してみようと思う」との声もあり、体育会館で実施している事業を広く知っていただくことができました。



(2) 交流事業

第25回レディースバレーボール大会

障害のない人が障害のある人に対する理解を進めると共に、バレーボールを通じてチーム相互の交流と競技力の向上を図ることを目的に開催し、17チーム計176人が参加しました。

午前に予選リーグ、午後に順位決定トーナメントを行いました。また、障害のある人のスポーツへの関心や理解を進めるために、フライングディスク（アキュラシー）の体験を行い、「簡単そうに見えて難しい」、「うまく的を通過した時の爽快感がたまらない」といった声が聞かれ、初めて体験する種目を楽しんでおられました。



Ⅱ 利用状況

1. 管理運営する施設の利用状況等

(1) 京都市における障害者手帳交付状況（平成31年3月現在）

(単位：人)

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
18歳未満	394	31	131	166	6,233	17,740	110,043
18歳以上	38,579	5,482	7,078	24,093	10,116		
合計	38,973	5,513	7,209	24,259	16,349	17,740	110,043
構成比	35.4%	5.0%	6.6%	22.0%	14.9%	16.1%	100.0%

(2) 登録状況（平成31年3月現在）

(単位：人)

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	計
センター	6,318	1,464	1,185	1,562	5,612	1,745	17,886
体育会館	156	8	18	32	53	41	308
合計	6,474	1,472	1,203	1,594	5,665	1,786	18,194
構成比	35.6%	8.1%	6.6%	8.8%	31.1%	9.8%	100.0%

(3) 平成30年度障害別利用状況

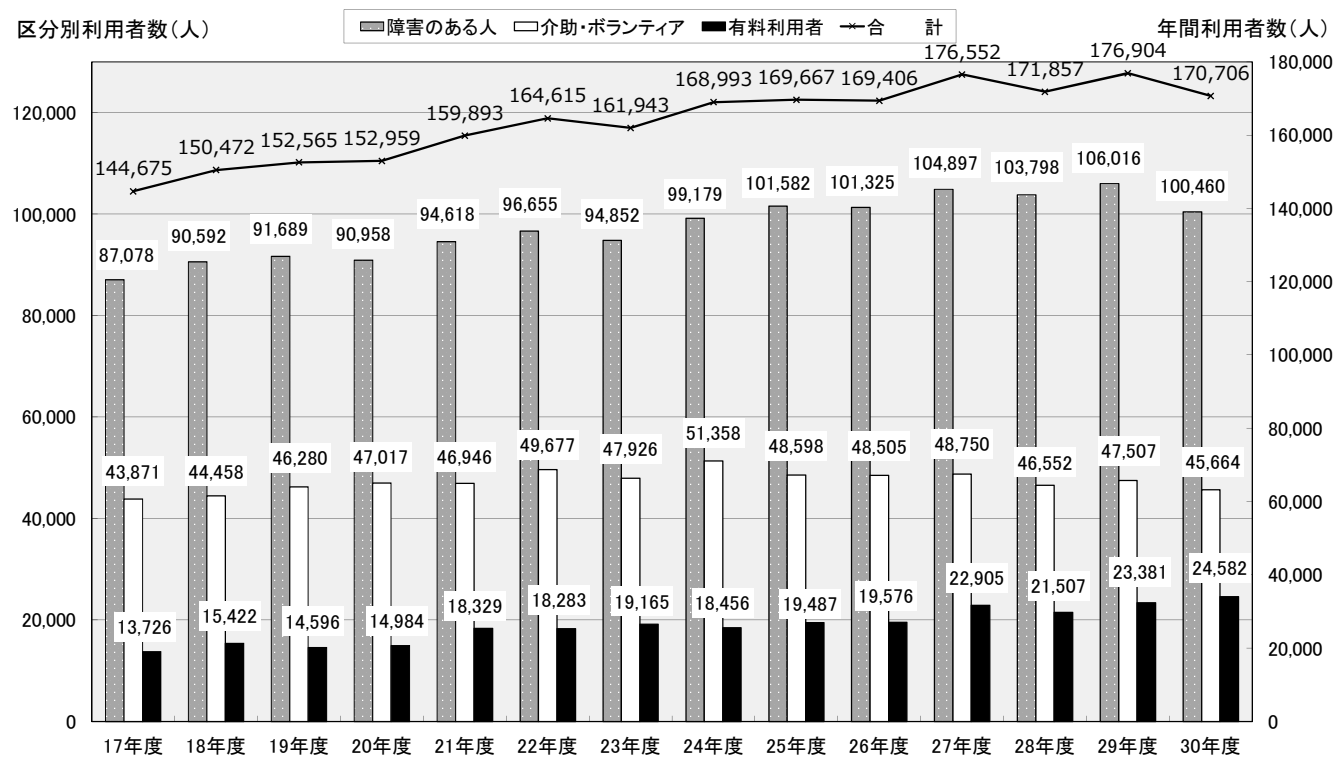
(単位：人)

分類	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	計	介助 ボランティア	有料 利用者	合計
センター	39,809	4,746	4,315	11,972	30,237	9,381	100,460	45,664	24,582	170,706
体育会館	10,247	127	727	1,053	2,338	512	15,004	7,609	12,347	34,960
合計	50,056	4,873	5,042	13,025	32,575	9,893	115,464	53,273	36,929	205,666
構成比	24.3%	2.4%	2.5%	6.3%	15.8%	4.8%	56.1%	25.9%	18.0%	100.0%

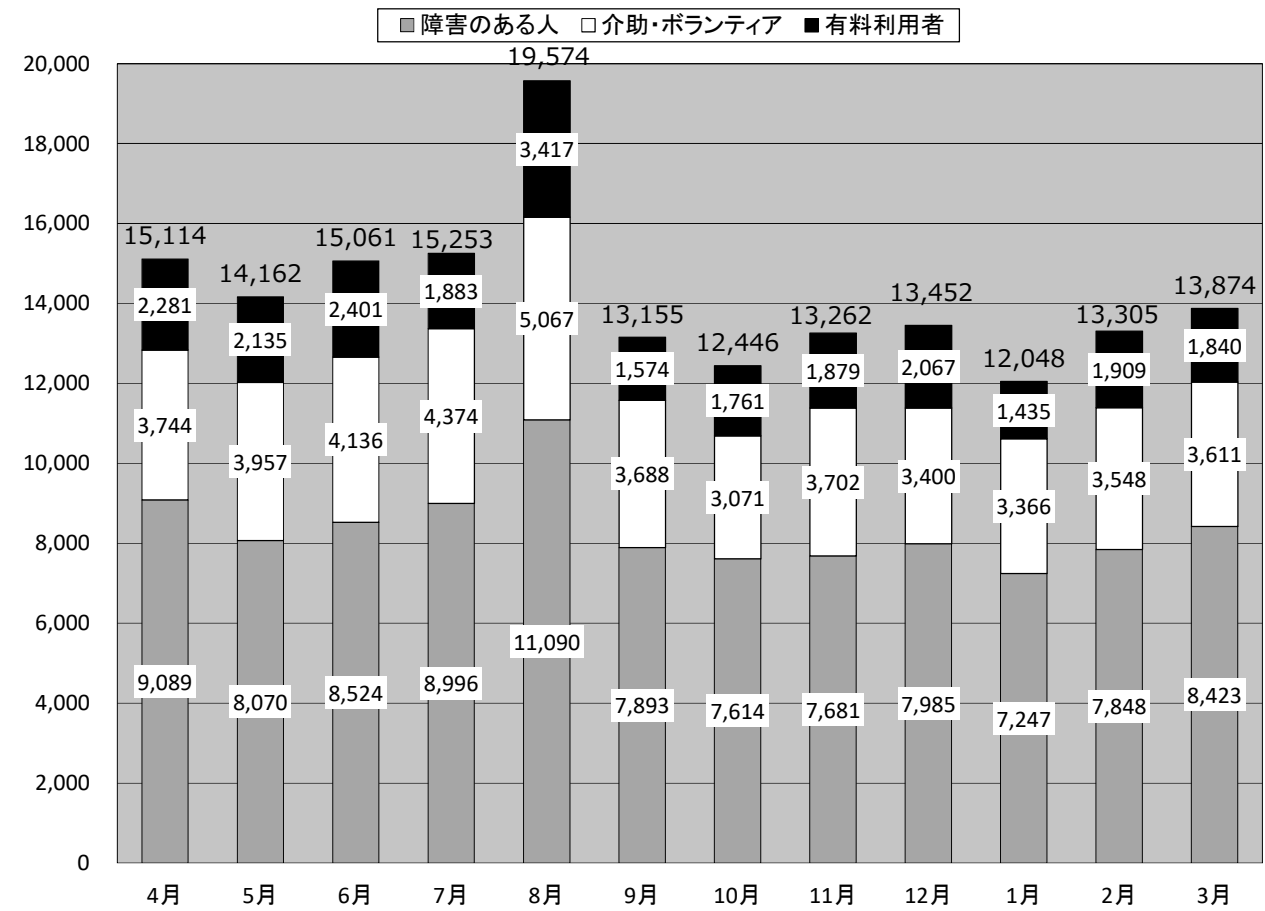
※「センター」 ＝ 京都市障害者スポーツセンター
「体育会館」 ＝ 京都市障害者教養文化・体育会館

2. 京都市障害者スポーツセンター

(1) 年度別利用者数

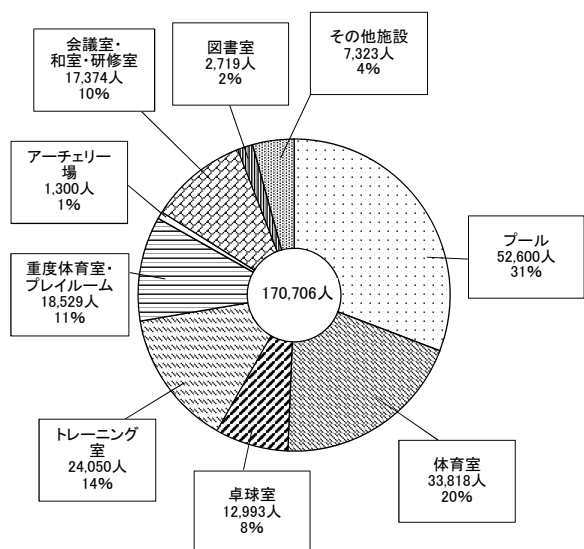


(2) 月別利用者数

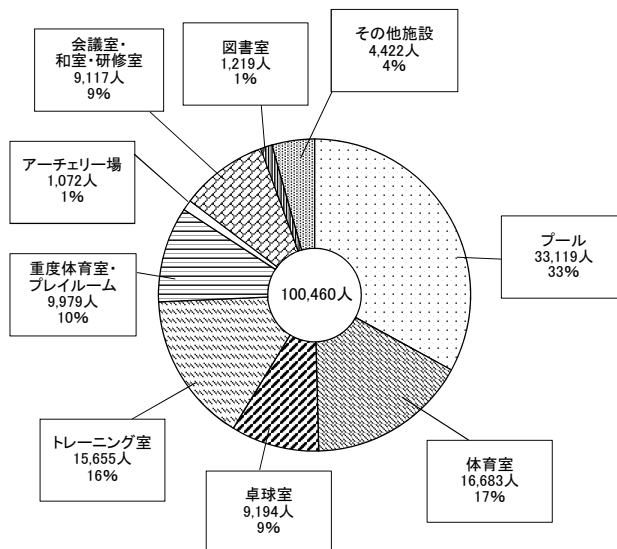


(3) 施設別利用者数

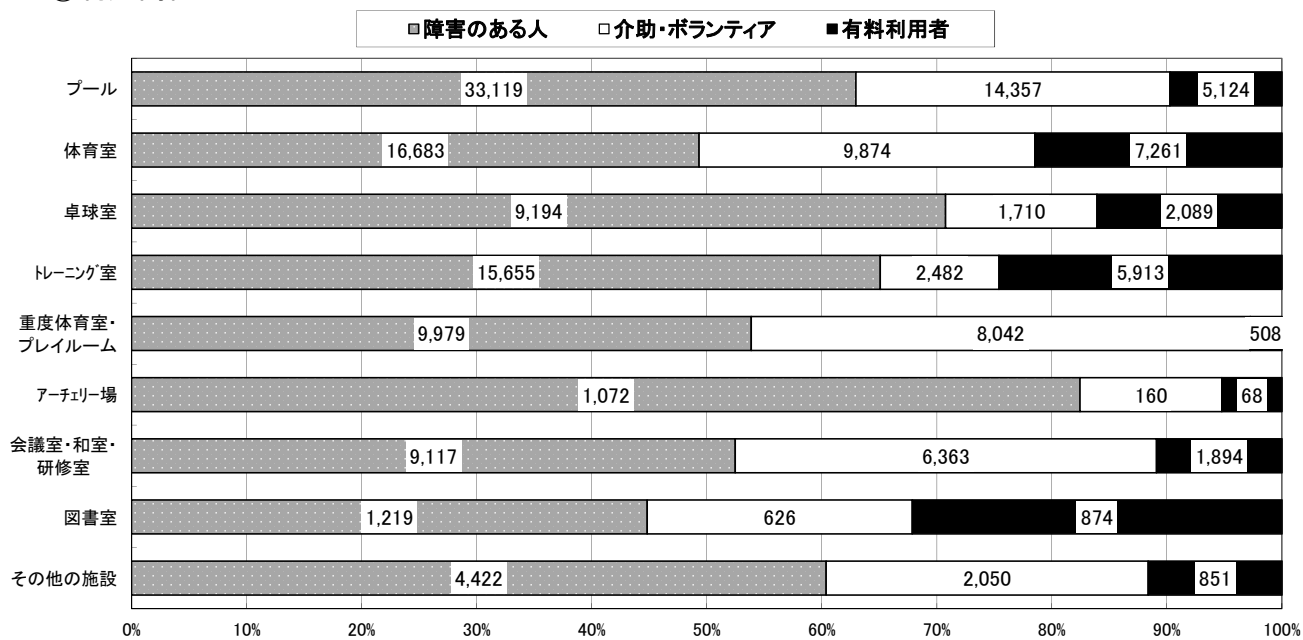
① 総利用者数



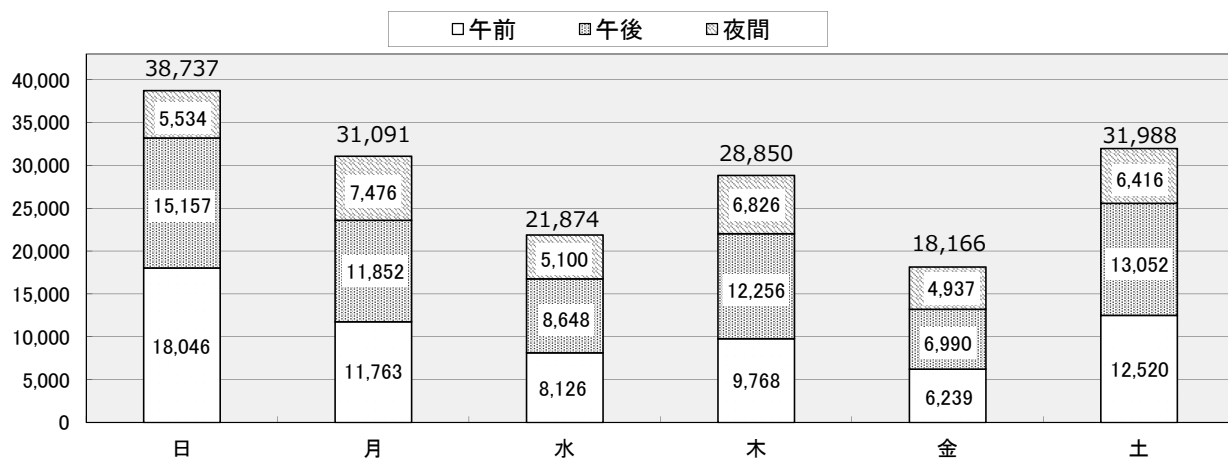
② 障害のある人の利用者数



③ 利用割合

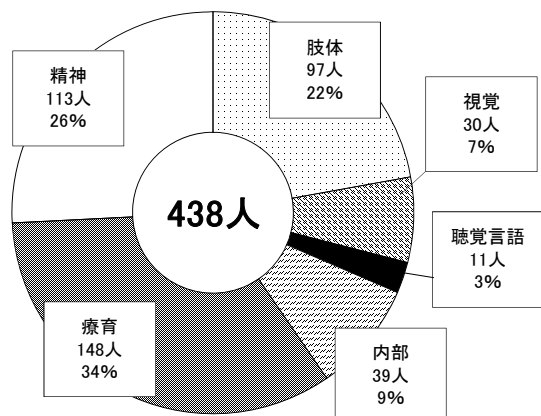


(4) 曜日・時間帯別利用者数

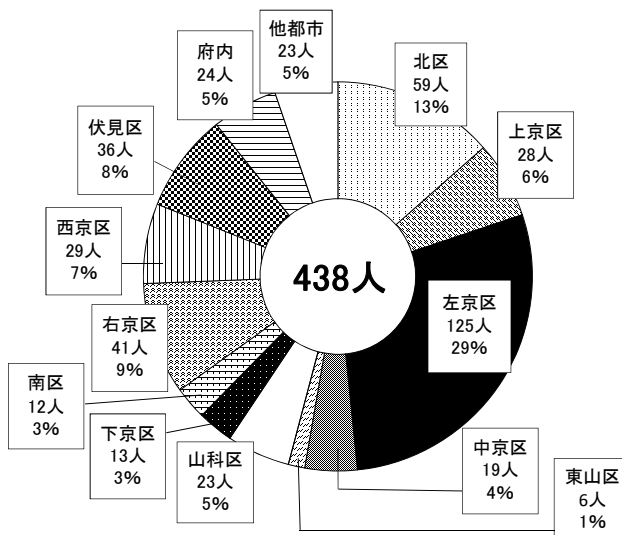


(5) 登録状況

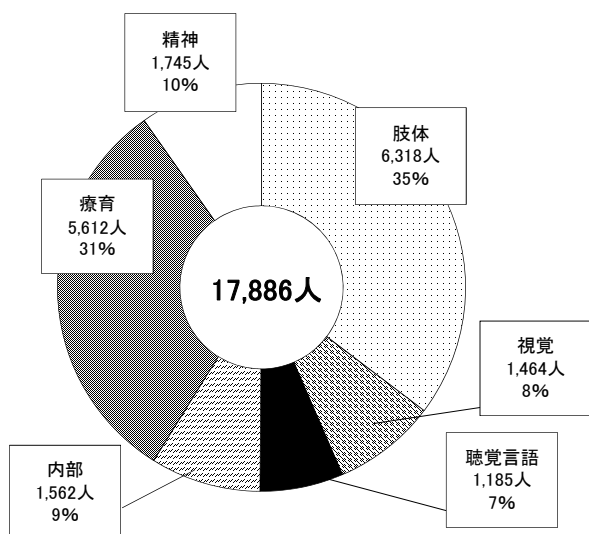
① 障害別新規登録者



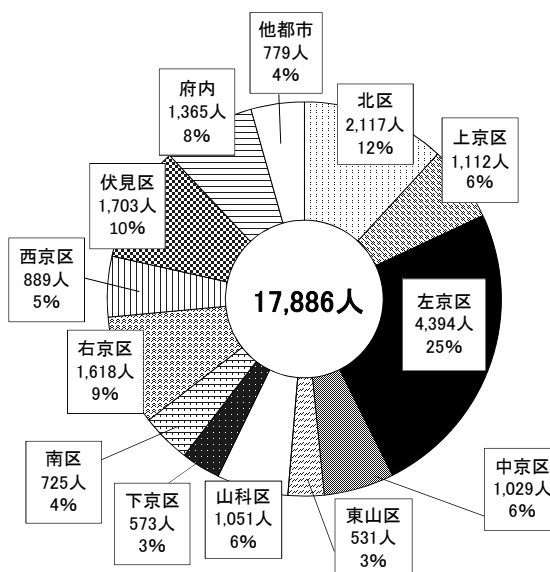
② 地域別新規登録者



③ 障害別総登録者

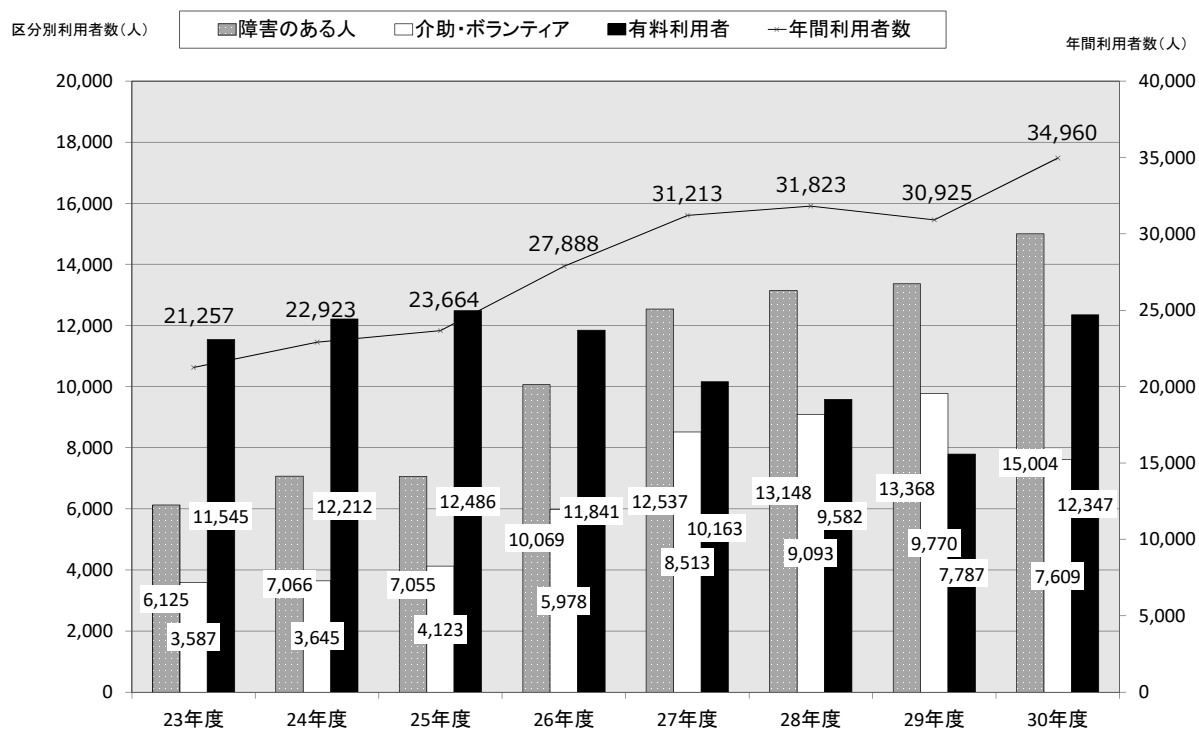


④ 地域別総登録者

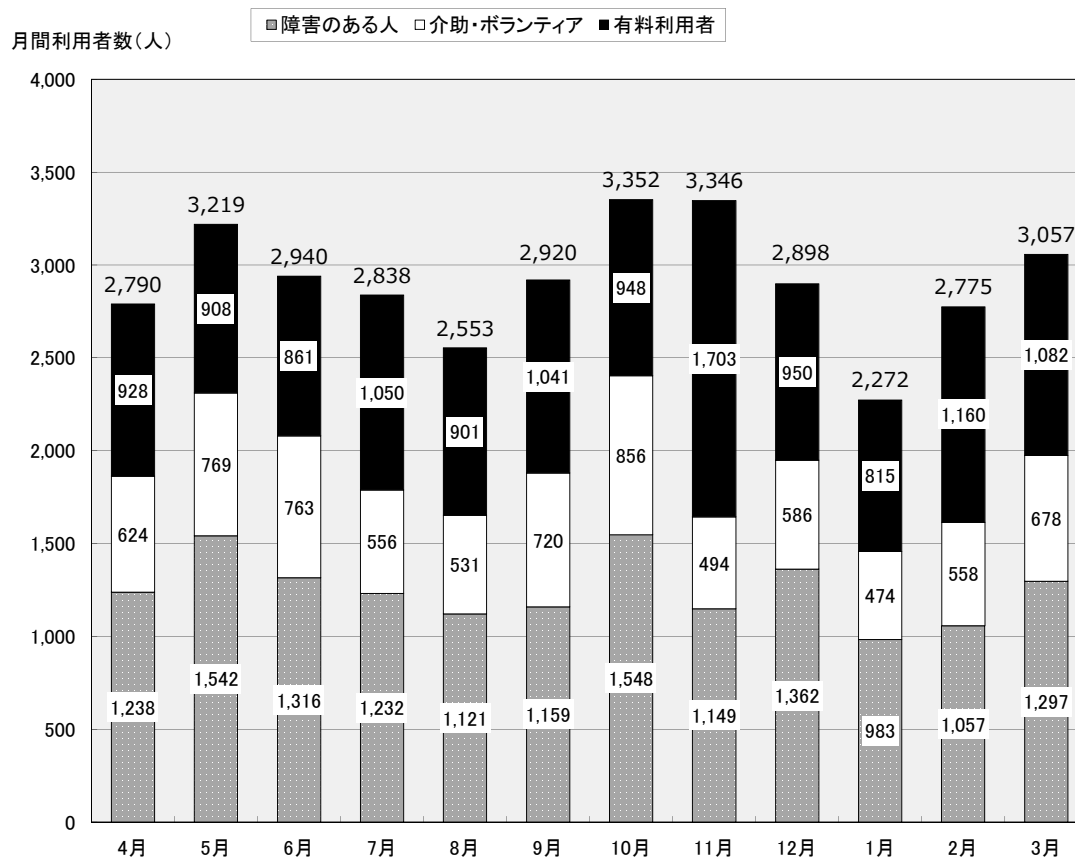


3. 京都市障害者教養文化・体育会館

(1) 年度別利用者数

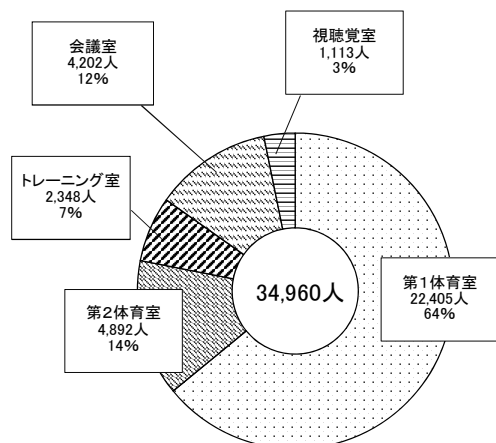


(2) 月別利用者数

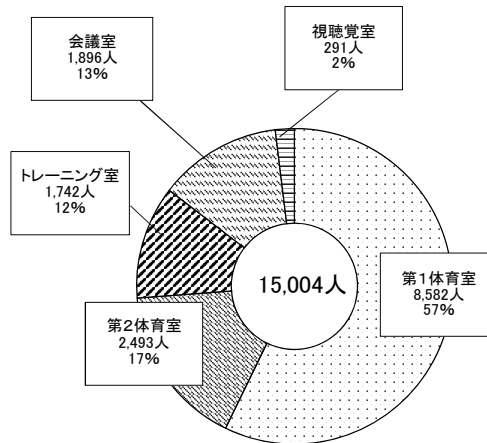


(3)施設別利用者数

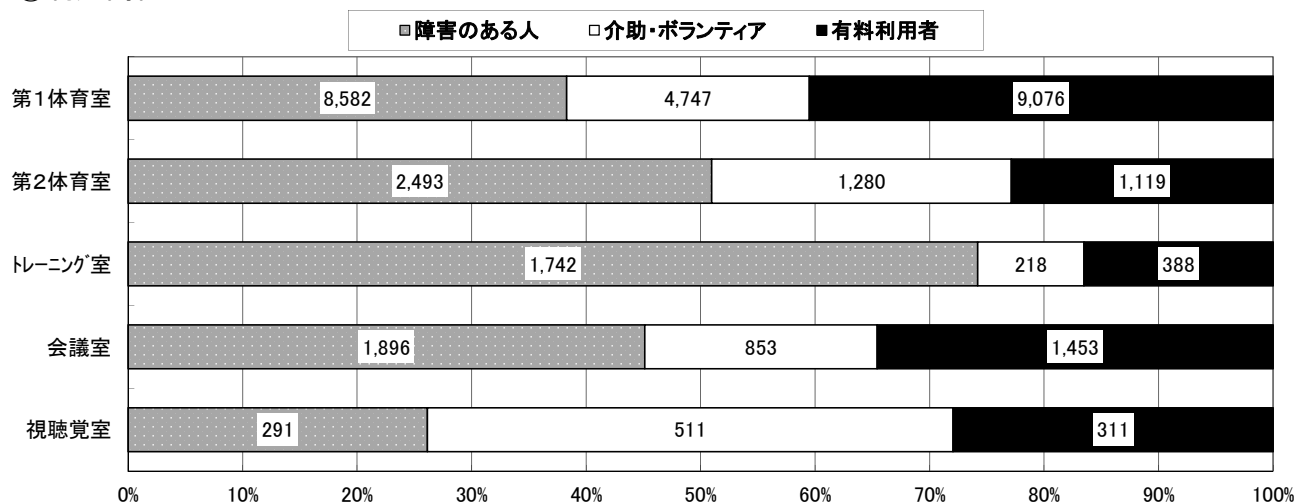
①総利用者数



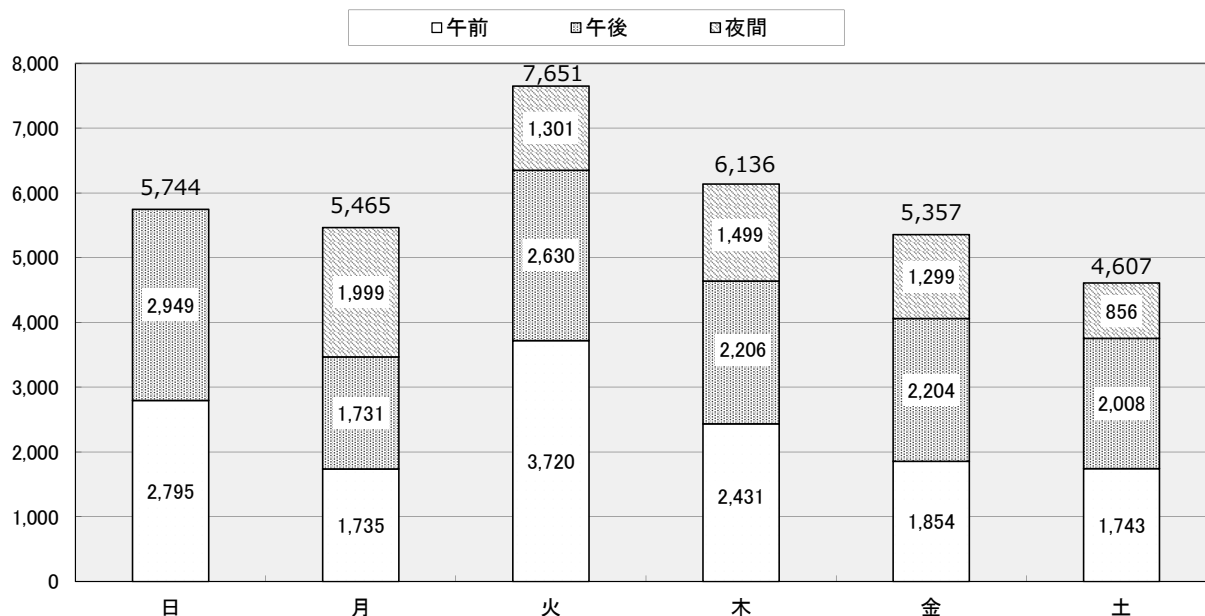
②障害のある人の利用者数



③利用割合

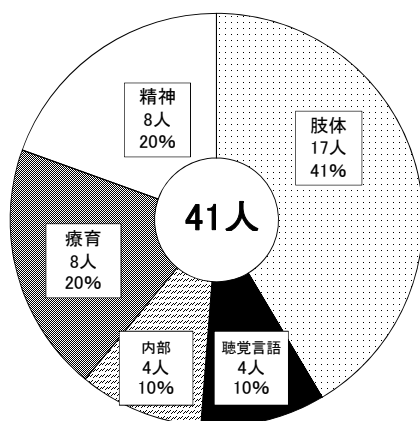


(4)曜日・時間帯別利用者数

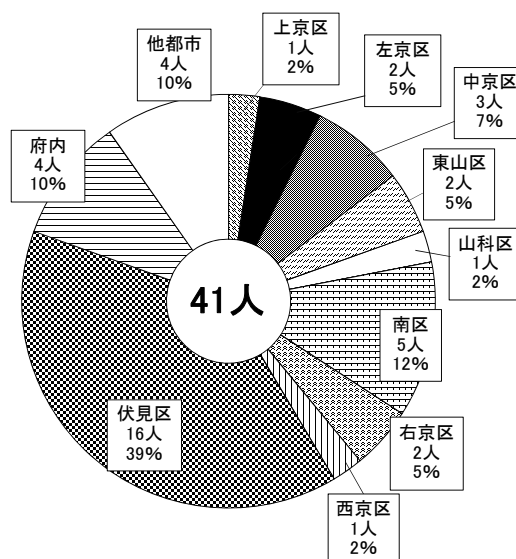


(5)登録状況

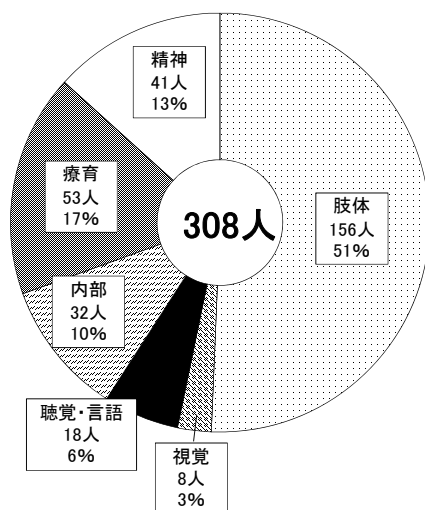
①障害別新規登録者



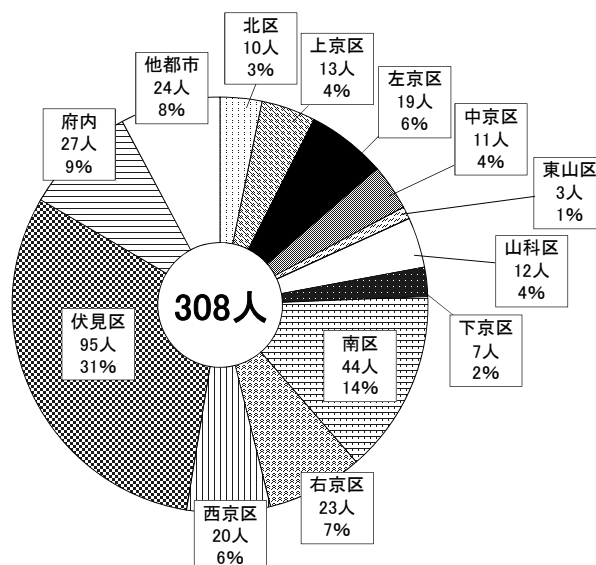
②地域別新規登録者



③障害別総登録者



④地域別総登録者



Ⅲ 資 料

1. 公益財団法人京都市障害者スポーツ協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都市障害者スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都市における障害のある人のスポーツの振興と健康の増進を図り、社会参加を促すとともに、障害のない人との共生社会の実現に努め、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害のある人のスポーツの振興事業
- (2) 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業
- (3) 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業
- (4) 障害のある人への理解を進めるための事業
- (5) 障害者スポーツ施設等の運営事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書は、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学
共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

(顧問)

- 第27条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会において選任する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 35 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は福富敬治とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は能勢和正とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
柴田昌夫，渡辺登志子，片山美代子，川端一彰，金子知拓，山本英生，奥田信一，
橋本健治，木田親典，山下昇一，山岡義明 以上
- 6 この定款は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。
- 7 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この定款は、令和元年 6 月 26 日より施行する。

別表 基本財産

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	25,000,000 円

2. 平成30年度事業報告

I 障害のある人のスポーツの振興事業

1 教室等開催事業（21 事業 4,124 人）

障害や年齢等に合わせて、楽しみながら技術の習得や向上を目指すための「教室」、「ワンポイントレッスン」等を実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	こども水泳 ペンギンコース 1・2・3	身体障害者手帳の交付を受けている小・中学生	18	303	センター
2	こども水泳 ラッココース 1・3・5	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている小学校3年生までのこども	18	389	
3	こども水泳 ラッココース 2・4・6	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている小学校4年生から中学生までのこども	18	365	
4	こども水泳 イルカコース 1・2	障害者手帳の交付を受けている中学生までのこども	11	124	
5	成人水泳 初級コース 1・2 ※1	中学校卒業以上の障害者手帳の交付を受けている人	16	144	
6	水泳 トビウオコース 【新規】	障害者手帳の交付を受けている人	16	158	
7	水泳 選手育成コース 【新規】 ★パラ振興事業 ※2 ●30周年記念事業 ※3	障害者手帳の交付を受けている人	16	157	
8	ふれあい水泳 1・2 ※4	障害者手帳の交付を受けている人	14	247	
9	障害者シンクロナイズド スイミング 1・2	障害の有無を問わない	12	181	
10	卓球 初級コース 1・2	障害者手帳の交付を受けている人	16	281	
11	卓球 選手育成コース 1・2 ★パラ振興事業 ●30周年記念事業	障害者手帳の交付を受けている人	16	277	
12	アーチェリー 1・2 ★パラ振興事業 ●30周年記念事業	障害者手帳の交付を受けている人	16	101	
13	スポーツ吹き矢	障害の有無を問わない	5	52	
14	フライングディスク	障害者手帳の交付を受けている人	6	75	
15	新規スポーツ種目 ※5 ●30周年記念事業	障害の有無を問わない	7	124	
16	水泳 ワンポイントレッスン	障害者手帳の交付を受けている人 (障害のない人も利用できる時間帯には参加を受入れ)	78	605	
17	アスリート支援「水泳」 ※6 ★パラ振興事業 ●30周年記念事業 【新規】	障害者手帳の交付を受けている人	14	116	

18	アスリート支援 「アーチェリー」 ※6 ★パラ振興事業 ●30周年記念事業 【新規】	障害者手帳の交付を受けて いる人	11	97	センター
19	卓球1・2	障害者手帳の交付を受けて いる人	8	186	体育会館
20	卓球バレー1・2	障害者手帳の交付を受けて いる人	8	101	
21	卓球ワンポイントレッスン	障害者手帳の交付を受けて いる人	12	41	

※1 1期は障害のない人も受け入れました。

※2 「★パラ振興事業」とは、京都市から委託を受けて実施する「東京2020パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興事業」です。

※3 「●30周年記念事業」とは、センター開設30周年を記念して開催した事業です。

※4 特に重い障害のある人とその介助者を対象に、マンツーマンで、浮力などの水の特性を利用し、リラクゼーションやゲームを行い、水慣れから泳法につなげることを目的に実施しました。

※5 センター開設25周年記念事業（以下、「25周年記念事業」という。）として、センター発祥となるようなシンボリックなスポーツ種目の研究・開発に取り組んできた「スクエアボッチャ（旧 円形ボッチャ）」、「バドミントンバレー」、「転がしドッジ」の3種目を実施しました。

※6 パラリンピック等大会出場を目指す選手を支援するために実施しました。

2 スポーツ大会等開催事業（13事業 2,346人）

センターと体育会館が協力・連携し、障害のある人々の社会参加の推進や障害のある人々に対する理解を深めることをはじめ、日ごろの練習成果を発揮する場を提供し、モチベーションの向上を図るとともに、競技力の向上やスポーツの普及・振興を目的に各種スポーツ大会を開催しました。

No.	事業名	延人数	場所
1	第24回卓球大会 ★パラ振興事業 ●30周年記念事業	113	センター
2	第27回障害者シンクロナイズドスイミングフェスティバル ～京都市障害者スポーツセンター開設30周年記念事業ソロ競技会～（併催） ●30周年記念事業 共催：日本障害者シンクロナイズドスイミング協会 （現 日本パラアーティスティックスイミング協会） 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団	1日目：318 2日目：489	
3	第21回京都紫竹ロータリークラブ杯パットゴルフ大会 ●30周年記念事業	46	
4	第4回交流スポーツ吹き矢大会 ●30周年記念事業	29	
5	第30回記念水泳記録会 ★パラ振興事業 ●30周年記念事業	162	
6	第6回電動車いすサッカー・フレンドリーサンガカップ ●30周年記念事業 共催：株式会社京都パープルサンガ	134	
7	第29回全京都車いすハンドボール大会兼全国交流大会 共催：一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 日吉ヶ丘ライオンズクラブ	110	

8	第 27 回ふれあい卓球バレー大会 共催：公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 一般社団法人京都手をつなぐ育成会 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会	486	センター
9	第 20 回記念ボッチャ大会 ★パラ振興事業 ●30 周年記念事業 共催：公益財団法人京都新聞社会福祉事業団	1 日目：85 2 日目：93	
10	第 27 回室内アーチェリー大会 ★パラ振興事業 ●30 周年記念事業 共催：京都府アーチェリー連盟	81	
11	第 18 回エコロベース大会 ●30 周年記念事業	92	
12	N e w パラスポーツ大会（旧 新規スポーツ種目大会） ※ ●30 周年記念事業特別企画 【新規】	50	
13	交流卓球フェスティバル	58	体育会館

※ 25 周年記念事業として、センター発祥となるようなシンボリックなスポーツ種目の研究・開発に取り組んできた「スクエアボッチャ」を楽しむ大会を実施しました。

3 各種スポーツ体験会等開催事業（11 事業 1,374 人）

東京 2020 パラリンピックの正式競技の紹介や各種パラスポーツの体験を通じて、障害者スポーツの裾野を広げることを目的に実施しました。

No.	事業名	回数	延人数	場所
1	パラスポーツフェスティバル ★パラ振興事業 ●30 周年記念事業 ※1	1	323	センター
2	ハロウィック水泳法のつどい	15	286	
3	シッティングバレーボール体験会 ★パラ振興事業 ●30 周年記念事業	5	57	
4	フライングディスク体験会 【新規】	2	28	
5	エコロベース体験会	4	124	
6	ボッチャ体験会 ★パラ振興事業 ●30 周年記念事業	4	146	
7	N e w パラスポーツ体験会（旧 新規スポーツ種目体験会） ※2 ●30 周年記念事業 【新規】	2	77	
8	スポーツ吹き矢体験会	12	196	体育会館
9	車いすバスケットボール体験会 ★パラ振興事業	2	51	
10	N e w パラスポーツ体験会（旧 新規スポーツ種目体験会） ※2	12	86	
11	タンデムサイクリング・ハンドサイクリング体験会 ●30 周年記念事業	1	暴風警報発令のため中止	京都向日町競輪場

※1 パラリンピアンの方根泰子氏を講師に招き、京都ハンナリーズの協力を得て、車いすバスケットボールの体験やボッチャ、ゴールボール等をゲーム感覚で楽しむコーナー、義足体験、パラスポーツ紹介コーナーを設置し、パラスポーツに親しむイベントを実施しました。

※2 25 周年記念事業として取り組んできた、「スクエアボッチャ」、「バドミントンバレー」、「転がしドッジ」の 3 種目を実施しました。

4 講習会等開催事業（7 事業 233 人）

障害のある人がスポーツに取り組みやすい環境づくりを支援するために、講習会や研修会等を通じて、各種パラスポーツの審判や運営スタッフ等の育成を図るとともに、併せて競技力を向上させることを目的に実施しました。

No.	事業名	回数	延人数	場所
1	飛び込みスタートのための講習会	2	45	センター
2	車いすハンドボール審判養成講習会 共催：一般社団法人京都障害者スポーツ振興会	6	55	
3	センター登録ボランティア養成講座	1	34	
4	センター登録ボランティアミーティング及び研修会 ①30 年度に実施する事業説明及び協力依頼 ②夏祭り・クリスマス会実施に向けた事業説明及び協力依頼 ③スポーツ研修（ボッチャ審判、スポーツ吹き矢、スクエアボッチャ）	6	52	
5	体育会館登録ボランティア養成講座	1	8	体育会館
6	体育会館ボランティアスキルアップ研修会 ①視覚に障害がある人の介助法及び車いすの介助法 ②心肺蘇生法	2	27	
7	トレーニング室利用体験会 【新規】	2	12	

5 全国障害者スポーツ大会京都市選手団派遣事業

京都市から委託を受け、第 18 回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）に京都市選手団を派遣しました。また、同大会に出場する精神障害者バレーボール競技近畿ブロック代表チームを選抜するため、近畿ブロック予選会を開催しました。

（1）第 18 回全国障害者スポーツ大会京都市選手団の派遣

ア 選手選考会（4/5）、京都市選手団連絡会議（5/11）及び結団式（9/28）の開催

イ 強化練習会の実施

競技名	会場	実施回数
陸上	京都府立丹波自然運動公園	6
フライングディスク	京都府立丹波自然運動公園	6
水泳	京都市障害者スポーツセンター	11
卓球	京都市障害者スポーツセンター	11
アーチェリー	京都市障害者スポーツセンター	9
ボウリング	アミューズメントパーク 吉祥院	10

ウ 京都市選手団の派遣（選手 24 人、役員 27 人）

派遣期間：10 月 11 日～16 日（6 日間） ※大会期間：10 月 13 日～15 日

（２）精神障害者バレーボール競技近畿ブロック予選会の開催

ア 予選会概要

6月9日（土）9：40～15：00 横大路運動公園体育館（京都市伏見区）

イ 出場チーム 8チーム

滋賀県、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都府、神戸市、京都市

※優勝チーム 大阪府

6 地域でのスポーツ振興事業

福祉施設や小中学校に職員を派遣し、健康の維持、増進やパラスポーツ等の普及、振興につなげました。

派遣先	内容	回数
京都市こころの健康増進センター	卓球、ソフトバレーボール	48
なづな学園	ストレッチング、体力づくりの運動、レクリエーション	23
かしの木学園	ストレッチング、軽スポーツ、レクリエーション	24
京都市みぶ身体障害者福祉会館	ストレッチング、軽スポーツ、運動	12
京都市立洛風中学校	ボッチャ	1
京都市立静原小学校	卓球バレー	1
京都ノートルダム女子大学	ボッチャ	1

7 大会等への派遣事業

職員の資質向上と障害者スポーツ関係機関等との連携を図ることを目的として、各種講習会の受講及び大会等への派遣を実施しました。

（１）資格取得のための派遣（実人数：8人）

派遣先	派遣人数
日本赤十字社救急法基礎講習及び救急員養成講習	3
日本赤十字社救急法救急員資格継続研修	2
健康運動指導士更新必修講座	3

（２）大会等への派遣（実人数：31人）

派遣先	人数
第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会） 【団長・コーチ・事務局・技術委員】	5
第18回全国障害者スポーツ大会精神障害者バレーボール競技近畿ブロック予選会 【事務局】	2
第18回全国障害者スポーツ大会精神障害者バレーボール競技近畿ブロック予選会 京都市代表チーム【監督】	1

第 38 回全京都障害者総合スポーツ大会総合開会式への出席及び視察 (卓球バレー大会・卓球大会・水泳大会・陸上競技大会・アーチェリー大会・ フライングディスク大会)	延べ 8
第 14 回精神障害者バレーボール京都市大会“京（みやこ）ふれあいアタック” 「全国障害者スポーツ大会京都市予選会」(ル・クール、京都市こころの健康増進 センターデイケア)【監督】	2
2018 世界パラバレーボール協会・ワールドスーパー6 (中国) 【コーチ】	1
2018 シッティングバレーボール世界選手権大会 (オランダ) 【コーチ】	1
インドネシア 2018 アジアパラ競技大会 (シッティングバレーボール) 【コーチ】	1
全日本シッティングバレーボール女子チーム強化合宿【コーチ】	1
全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」プレ大会【技術指導員】	1
2018 ジャパンパラ水泳競技大会【競技役員】	1
第 35 回日本パラ水泳選手権大会【競技役員】	1
2019 パラ水泳春季記録会兼世界パラ水泳選手権代表選考戦【競技役員】	1
第 28 回京都市立総合支援学校交歓会開会式への出席	1
第 47 回聴覚言語障害者スポーツ大会開会式への出席	1
天皇盃第 30 回全国車いす駅伝競走大会開閉会式への出席	1
第 12 回京都卓球バレー協会交流大会開会式への出席	2

(3) 講師としての派遣 (実人数 : 4 人)

派遣先	人数
平成 30 年度全国障害者スポーツ大会障害区分判定研修会	1
平成 30 年度地域スポーツ支援リーダー研修会 (長野県サンアップル)	1
平成 30 年度中級障がい者スポーツ指導員養成講習会 (石川県)	1
公益財団法人ひかり協会「京都・東海・北陸地域交流会」	1

(4) 会議等への派遣 (実人数 : 14 人)

派遣先	人数
第 14 回精神障害者バレーボール京都市大会京ふれあいアタック実行委員会「公開 組合せ抽選会及び幹事会」	1
平成 30 年度全国障害者スポーツ大会競技別技術指導員連絡会	1
ワールドマスタースゲームズ 2021 関西に関する会議 (総会・実行委員会幹事会・パラ陸上競技協議会・)	延べ 4
WMG (ワールドマスタースゲームズ) 2021 関西決起大会 (1000 日前記念イベント)	1
一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟 2018 年度第 2 回理事会	1
第 30 回近畿身体障がい者水泳選手権大会実行委員会	1
日本ハロウィック水泳法協会平成 30 年度理事会	1
平成 30 年度障がい者スポーツブロック連絡協議会 (近畿ブロック)	1
京都市生涯学習市民フォーラム平成 30 年度総会・講演・シンポジウム	1
平成 30 年度「地域における障がい者スポーツの振興事業」事業報告会	2

Ⅱ 障害のある人の健康の維持・増進に関する事業

1 健康のための運動指導事業（14 事業 6,791 人）

日常生活の動作を行う能力を維持、向上させるための身体づくりや、筋力低下に伴う転倒による骨折や怪我を予防するためのトレーニング等を実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	フィットネスタイム 「転倒予防コース」	障害者手帳の交付を受けている人	28	551	センター
2	フィットネスタイム 「いきいき若返りコース」		30	587	
3	フィットネスタイム 「体力アップコース」		20	405	
4	フィットネスタイム 「レクリエーションコース」		12	180	
5	アクアフィットネスタイム 「水中ウォーキングコース」	障害者手帳の交付を受けている人 (障害のない人も利用できる時間帯には参加を受理)	19	213	
6	アクアフィットネスタイム 「かんたんアクアコース」		16	198	
7	アクアフィットネスタイム 「アクアビクスコース」		23	270	
8	ストレッチング・エクササイズ ワンポイントレッスン	障害の有無を問わない	前半：45	1,983	体育会館
			後半：45	1,668	
9	救急法講習会 「京都市消防局普通救命講習」	障害の有無を問わない	1	21	
10	ストレッチングタイム	障害の有無を問わない	22	332	
11	エクササイズタイム	障害の有無を問わない	24	256	
12	ピラティス教室 【新規】	障害の有無を問わない	4	46	
13	バランスボール教室 【新規】	障害の有無を問わない	4	48	
14	フォームローラー教室	障害の有無を問わない	3	33	

2 相談事業

(1) スポーツ医事相談

内科医や整形外科医、理学療法士により、運動に関することを医学的にアプローチし、より適切な目標設定や指針の手助けを図りました。

内訳	回数	件数
内科医師	12	30
整形外科医師	12	31
理学療法士	センター：24	48
	体育会館：24	34

(2) 職員による新規利用者への面談

新規利用者に対して、施設の利用方法の説明や運動に関する情報を提供しました。

《面談数》 (人)

	肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	合計
センター	97	30	11	39	148	113	438
体育会館	17	0	4	4	8	8	41

Ⅲ 障害のある人の文化・レクリエーションの振興事業

1 文化教室等開催事業 (12 事業 2,618 人・9 団体)

スポーツ・運動だけでなく、文化活動を通して機能回復や豊かな情操の向上、仲間づくりに寄与することを目指し、障害のある人となない人のノーマライゼーションを図ることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	よし笛教室 初級の部 1・2・3 ※1	障害の有無を問わない	20	406	センター
2	よし笛教室 中級の部 1・2・3 ※1	障害の有無を問わない	20	430	
3	コーラス教室 1・2・3 1・2 部 ※2	障害の有無を問わない	38	642	
4	書道教室 1・2 ※3	障害の有無を問わない	16	282	
5	書初め会	障害の有無を問わない	1	51	
6	お花の体験会 ※4	障害の有無を問わない	3	30	
7	茶道体験会 ※5	障害者手帳の交付を受けている人と介助者	2	37	
8	作品展示コーナー 廊下の壁面を利用して絵画、書、写真等を展示	障害者手帳の交付を受けている人及び障害者団体	14	個人 5 団体 9	
9	コーラス教室 1・2・3 ※2	障害の有無を問わない	29	605	体育会館
10	フラワーアレンジメント体験会 ※4	障害の有無を問わない	6	47	
11	華道体験会 ※4	障害の有無を問わない	7	58	
12	作品展示コーナー	障害の有無は問わない	12	個人 25	

※1 講師：よし笛アンサンブル「かわせみ」

※2 講師：津田 隆 氏（京都国際交流合唱団代表）

※3 講師：芝田 雍子 氏（(公社) 日本書芸院一科審査会員等）

※4 講師：津田 洋子 氏（青山御流教授者）

※5 講師：中陳 宋道 氏（茶道裏千家 松峰会代表）

2 レクリエーション教室等開催事業（10 事業 7,110 人）

楽しみながら身体を動かすことにより、心身ともにリフレッシュし、健康的な身体づくりに役立てることを目的に実施しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	こどもレクリエーション教室 1・2	障害者手帳の交付を受けている小学生までのこども	14	277	センター
2	放課後スポーツ教室 「月曜日コース 1・2・3」	障害者手帳の交付を受けている小・中学生	24	348	
3	放課後スポーツ教室 「木曜日コース 1・2・3」	障害のない運動の苦手な小学生	24	398	
4	ふれあいスポーツDAY	障害の有無は問わない	6	464	
5	ミュージック・ケア 京都体験セミナー（2日間） 共催：京都磁場の会 誕生日ありがとう運動京都友の会	障害の有無は問わない	1	208	
6	ふれあいスポーツモーニング （午前に開催）	障害の有無は問わない	50	2,844	体育会館
7	ふれあいスポーツナイト （夜間に開催）	障害の有無は問わない	51	1,615	
8	ふれあいスポーツ卓球の日	障害の有無は問わない	23	742	
9	ふれあいスポーツバドミントンの日	障害の有無は問わない	23	196	
10	春のお散歩体験会	障害の有無は問わない	1	18	

IV 障害のある人への理解を進めるための事業

1 イベント等開催事業（5 事業 7,811 人）

利用者や地域の人々に楽しく過ごせる場を提供するとともに、障害のある人となない人の交流を図ることにより、障害のある人に対する理解を深めることを目的として開催しました。

No.	事業名	延人数	場所
1	地域交流シネマ上映会（作品名「ナミヤ雑貨店の奇蹟」） ※副音声・日本語字幕付 2回上映	99	センター
2	夏祭り ●30周年記念事業	3,947	
3	クリスマス会 ●30周年記念事業	2,730	
4	文化芸術祭 ●30周年記念事業	947	
5	スプリングフェスティバル	88	体育会館

2 交流事業（4 事業 1,137 人）

障害のある人となない人が共にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて互いに理解し合い、触れ合うことを目的に開催しました。

No.	事業名	対象	回数	延人数	場所
1	バレーボール教室 1・2	障害の有無は問わない	20	609	センター
2	第 10 回記念バレーボール大会	地域等で活動している女性のバレーボールチーム	1	191	
3	第 6 回バレーボールクリニック ※ ★パラ振興事業 ●30 周年記念事業	障害の有無は問わない	1	161	
4	第 25 回レディースバレーボール大会	地域等で活動している女性のバレーボールチーム	1	176	体育会館

※京都市の『京都スポーツの殿堂「伝道事業」』と連携して開催しました。

講師：オリンピックの佐野 優子 氏、京都雅マイトリーズ、シッティングバレーボール全日本女子代表チーム

3 啓発事業

実習生や見学等を受け入れ、障害のある人への理解を深める機会を提供しました。

（1）実習、職場体験学習等の受け入れ（センター）

学校名	受入日数	人数
京都市立旭丘中学校（チャレンジ体験）	2 日間	3
びわこ成蹊スポーツ大学（ボランティア体験）	3 日間	9
びわこ成蹊スポーツ大学（インターンシップ）	12 日間	1

（2）見学等の受け入れ（センター）

	福祉関係	行政関係	教育関係	建築関係	合計
件 数	2	3	5	1	11
見学者数	11	23	49	4	87

（3）団体等からの依頼による館内での指導（センター）

学校名	回数	延人数	内容
かしの木学園	3	61	軽スポーツ、レクリエーション
一般社団法人京都手をつなぐ育成会左京支部	1	38	軽運動
京都合氣会	1	21	カローリング
京都市聴覚障害者協会	1	16	カローリング
大谷大学点字・点訳サークル	1	5	ボッチャ、卓球バレー、車いすバスケットボール、サウンドテーブルテニス
滋賀県立大津高等学校	1	16	スクエアボッチャ

V 障害者スポーツ施設等の運営事業

1 施設管理事業

(1) センター

ア 利用者数

総利用者数 170,706 人 1 日平均：614 人 開館日数：278 日 ※詳細は、別表 1

(人)

	体育施設	その他（会議室等）	合計
障害のある人	85,702	14,758	100,460
介助・ボランティア	36,625	9,039	45,664
障害のない人	20,963	3,619	24,582
合計	143,290	27,416	170,706

イ 施設稼働率

[施設別稼働率] (%)

体育施設	その他（会議室等）	全施設
96.5	43.6	77.2

[施設別稼働率（詳細）] (%)

プール	体育室	卓球室	トレーニング室	重度体育室	プレイルーム	会議室	和室	研修室	全施設
100.0	98.0	100.0	100.0	91.0	88.4	45.2	30.1	54.1	77.2

ウ 利用料金収入 5,722,090 円

エ 施設の維持管理に関する研修等

内容	備考
全国公益法人協会関西地区定例講座	1 人
第 35 回全国障がい者スポーツセンター協議会への派遣	2 人
平成 30 年度障がい者スポーツ協会・競技団体・指導者協議会合同会議への派遣	1 人
「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」に係る説明会	1 人

オ 利用者の安全に関する取組

内容	備考
総合消防訓練の実施	2 回
日本赤十字社救急法基礎講習及び救急員養成講習への派遣（再掲）	2 人
日本赤十字社救急法救急員資格継続研修への派遣（再掲）	2 人
救急法等安全管理のための研修の実施	48 回
心肺蘇生法個人練習の実施	月 3 回×12 か月
安全運転管理者等講習への派遣	1 人
食中毒・感染症予防対策講習会	1 人
京都労働健康管理会への派遣	1 人

カ 利用者へのサービス向上及び職員の資質向上に関する研修等

内容	備考
手話研修の実施	24 回
点字研修の実施	24 回
スポーツ教室等の指導マニュアルの策定	
外郭団体職員講習会及び外郭団体におけるコンプライアンス推進対策会議 (主催：京都市) への派遣	1 人
コンプライアンス推進研修の実施	全職員対象

キ 図書室の運営

(人)

肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	介助	ボランティア	障害なし	合計
332	286	89	83	88	341	105	521	874	2,719

ク 利用中の怪我等への対応

	内訳
病気(67 件)	気分不良 32 件、鼻出血 10 件、振戦 9 件、てんかん発作 7 件、嘔吐 3 件、 発疹 3 件、頭痛 2 件、発熱 1 件
怪我(108 件)	擦過傷 47 件、打撲 31 件、疼痛 8 件、ただれ 7 件、突き指 5 件、 捻挫 4 件、切傷 3 件、腓腹筋痙攣 2 件、刺し傷 1 件

(2) 体育会館

ア 利用者数

総利用者数 34,960 人 1 日平均：115 人 開館日数：304 日 ※詳細は、別表 2

(人)

	体育施設	その他(会議室等)	合計
障害のある人	12,817	2,187	15,004
介助・ボランティア	6,245	1,364	7,609
障害のない人	10,583	1,764	12,347
合計	29,645	5,315	34,960

イ 施設稼働率

[施設別稼働率] (%)

体育施設	その他(会議室等)	全施設
89.9	34.5	71.4

[施設別稼働率(詳細)] (%)

第 1 体育室	第 2 体育室	トレーニング室	会議室	視聴覚室	全施設
96.6	73.6	92.8	49.8	19.2	71.4

ウ 施設の維持管理に関する研修等

内容	備考
「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」に係る説明会	1 人

エ 利用者の安全に関する取組

内容	備考
消防訓練の実施	1 回
日本赤十字社救急法基礎講習及び救急員養成講習への派遣（再掲）	1 人
心肺蘇生法個人練習の実施	月 3 回×12 か月
安全運転管理者等講習への派遣	1 人

オ 利用者へのサービス向上及び職員の資質向上に関する研修等

内容	備考
コンプライアンス推進研修の実施	全職員対象

カ 利用中の怪我等への対応

	内訳
病気(2 件)	気分不良 2 件
怪我(14 件)	捻挫 3 件、突き指 6 件、打撲 5 件

2 施設整備事業

(1) センター

ア 施設・設備等の修繕等（1 件 50 万円以上）

修繕箇所	金額	業者名
プール音響設備更新工事	642, 600	近畿音響工業(株)

イ 備品等の調達（1 件 20 万円以上）

物品名	金額	業者名
監視カメラ設備	955, 800	(株)三井田商事
バスケットボール用車いす	570, 000	ニック(株)
デジタルサイネージシステム	529, 200	近畿音響工業(株)

ウ 環境マネジメントシステムK E Sの継続改善実施

目 標
利用者と共に取り組む環境改善活動の推進 (電気使用に係る省エネ意識の向上)
紙ごみの3Rの徹底 (3R：リデュース、リユース、リサイクル)
センター周辺の清掃等啓発活動 (218 日実施)

(2) 体育会館

環境マネジメントシステムK E Sの継続改善実施

目 標
電気使用量の削減
ごみ排出量の29年度比削減1%
体育会館周辺の清掃等啓発活動 (12 日実施)

3 便宜供与事業

(1) センター

ア 定期送迎バスの運行 (センター⇄地下鉄「北山駅」)

総運行日数 278 日 総利用者数 4,820 人 1 日平均：17.3 人

[障害別定期送迎バス利用状況] (人)

肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	介助	その他	合計
1,360	241	127	677	771	223	1,278	143	4,820

[月別定期送迎バス利用状況] (人)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
417	384	360	467	492	453	380	395	360	364	324	424	401.7

イ 申請による送迎バスの運行 (施設利用団体からの申請による運行)

申請団体数：4 件 総利用者数：65 人

(2) 体育会館

ア 定期送迎車の運行 (体育会館⇄地下鉄「竹田駅」)

総運行日数 304 日 総利用者数 1,107 人 1 日平均：3.6 人

[障害別定期送迎車利用状況] (人)

肢体	視覚	聴覚言語	内部	療育	精神	介助	その他	合計
308	13	104	87	150	22	57	366	1,107

[月別定期送迎車利用状況] (人)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
94	102	120	103	91	79	95	73	69	80	88	113	92.2

4 宣伝事業等

内容	備考
機関紙発行	センター：5回 各 2,000 部
	体育会館：5回 各 1,500 部
平成 29 年度事業概要（年報）の発行	500 部
30 年のあゆみ	2,000 部
ホームページによる情報発信 （アクセス数／年間）	センター：213,041 件
	体育会館：30,507 件
利用カレンダーの配布	センター

VI その他、この法人の目的を達成するために必要な事業（収益事業）

1 京都市障害者スポーツセンターにおける物品販売業

290,520 円：スイミングキャップ、ゴーグル、水着などの売上金

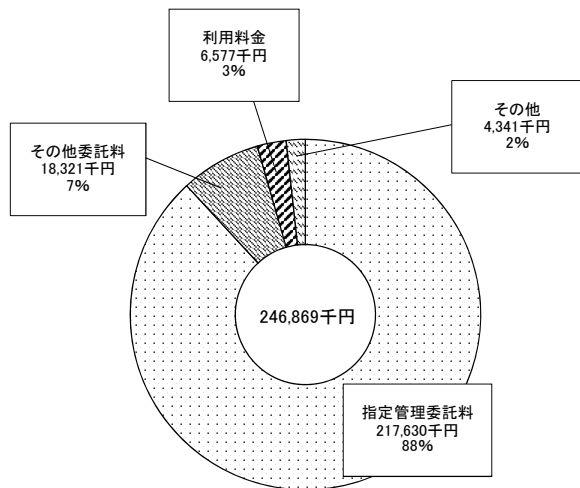
2 京都市障害者教養文化・体育会館における施設貸与事業

855,390 円：平成 30 年度利用料金収入

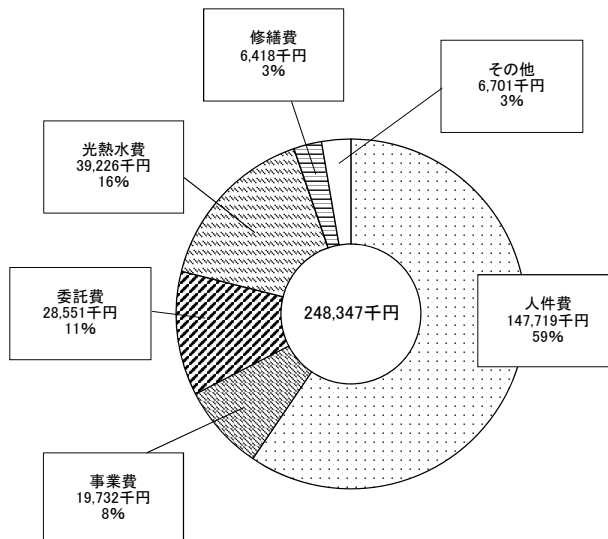
3. 平成30年度決算報告（概要）

1 収支状況

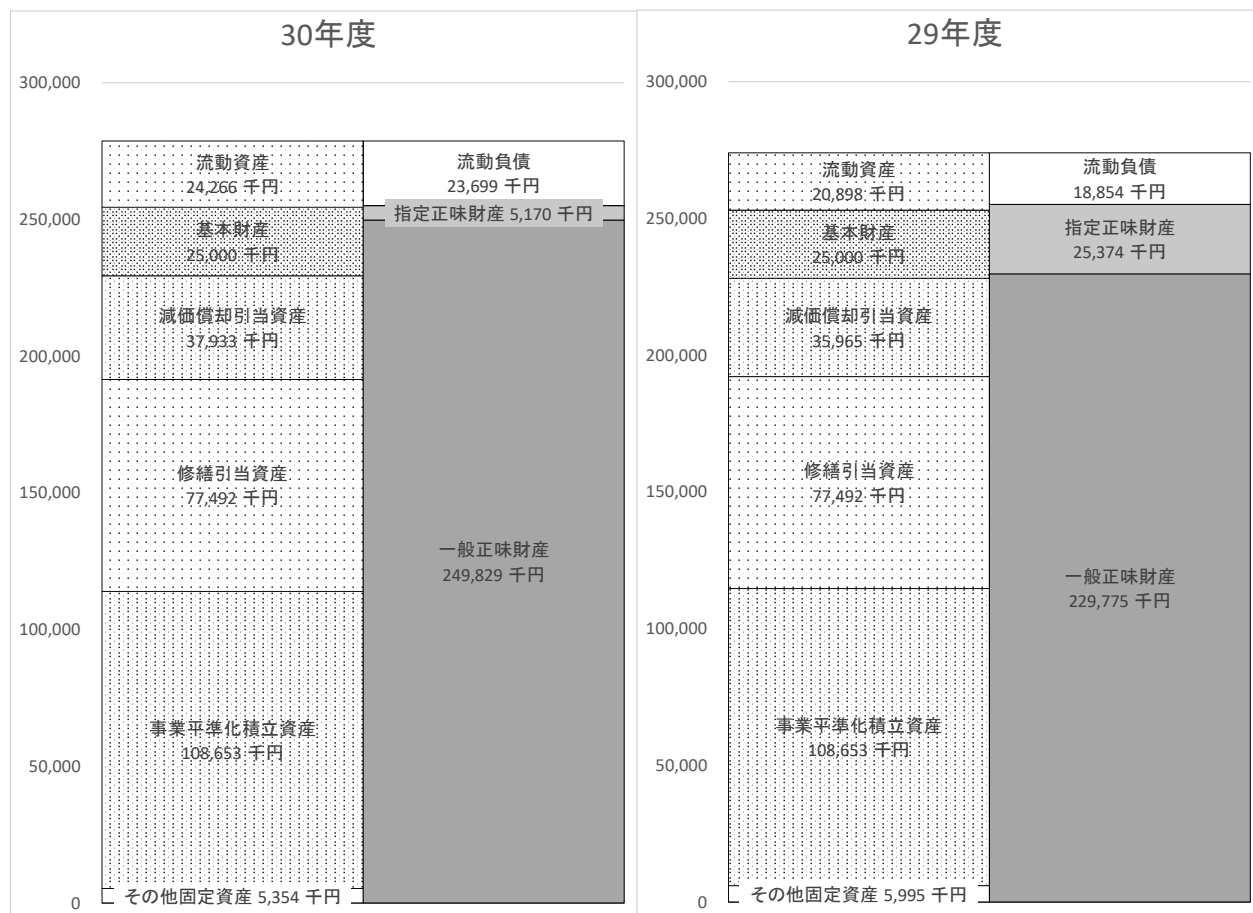
(1) 収入内訳



(2) 支出内訳



2 財政状況(貸借対照表)



4. 京都市障害者スポーツセンター条例

(設置)

第1条 障害者の身体の機能の回復及び健康の維持増進を図り、社会参加の促進に資するため、障害者スポーツ等の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市障害者スポーツセンター

位 置 京都市左京区高野玉岡町5番地

(事業)

第2条 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 障害者の身体の機能を回復するための訓練及び講習会の実施
- (2) 障害者のスポーツ及びレクリエーションの指導
- (3) 障害者のスポーツに関する指導者の育成
- (4) 障害者のスポーツ活動のための便宜の供与
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで

休 所 日 火曜日 毎月の第3金曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（これらの日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(利用資格)

第5条 センターを利用することができるものは、次ぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより、療育手帳の交付を受けている者
- (4) 前3号に掲げる者とその障害が同程度と認められる者
- (5) 前各号に掲げる者の介護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 指定管理者は、次ぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、または利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、または迷惑を掛ける恐れがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第8条 利用の許可を受けたもの（第5条第6号に掲げるものに限る。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第9条 既に支払われた利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができる。

(特別の設備)

第11条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(委任)

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（昭和 63 年 4 月 15 日規則第 31 号で昭和 63 年 4 月 16 日から施行）

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他センターを共用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 3 年 3 月 28 日条例第 55 号）

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成 3 年 3 月 28 日規則第 125 号で平成 3 年 4 月 1 日から施行）

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他体育室、卓球室、アーチェリー場、トレーニング室、研修室、会議室 1、会議室 2 および会議室 3 を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 78 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 88 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日条例第 51 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 26 日条例第 94 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第 5 条	第 6 条
第 10 条第 1 項	第 11 条第 1 項

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日条例第 83 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日条例第 145 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日条例第 38 号) 抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日条例第 91 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金の徴収その他これを徴するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（条例第 8 条関係）

区 分			利用料金		
			午 前	午 後	夜 間
体 育 室	全 面 使 用	日 曜 日 , 土 曜 日 及 び 休 日	2,980	3,490	5,860
		そ の 他 の 日	2,460	2,980	4,930
	半 面 使 用		1,230	1,440	2,460
(1人につき) プ ー ル		一 般	820	820	820
		学 齢 に 達 し な い 者 (3 歳 以 上 の 者 に 限 る 。) , 小 学 校 の 児 童 及 び 中 学 校 の 生 徒	410	410	410
卓球室 (1 台につき)			510	510	510
アーチェリー場			1,230	1,440	2,460
トレーニング室 (1 人につき)			300	300	300
研修室, 会議室 1, 会議室 2 及び会議室 3 (1 室につき)			2,050	2,360	4,110

備考

- 「午前」とは午前 9 時から正午までを, 「午後」とは午後 1 時から午後 4 時 30 分までを, 「夜間」とは午後 5 時 30 分から午後 9 時までをいう。
- 「一般」とは, 学齢に達しない者, 小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。
- 「小学校」には, 義務教育学校の前期課程, 特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。
- 「中学校」には, 義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。
- 供用時間の変更に伴い, 利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は, この表に掲げる額との均衡を考慮して, その都度別に定める。

5. 京都市障害者教養文化・体育会館条例

(設置)

第1条 障害者の心身の健康の維持増進を図るとともに、障害者の社会参加の促進に資するため、障害者の教養文化活動及びスポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市障害者教養文化・体育会館

位 置 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原 37 番地の 4

(事業)

第2条 京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)においては、次の事業を行う。

(1) 障害者の教養文化活動及びスポーツのための施設の提供

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 会館の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時まで

休館日 水曜日(水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(利用資格)

第5条 会館を利用することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者

(5) 前各号に掲げる者の介護者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(利用の許可)

第6条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第 8 条 利用の許可を受けたもの(第 5 条第 6 号に掲げるものに限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
(利用料金の還付)

第 9 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第 11 条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第 12 条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第 13 条 利用者は、会館の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 95 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市障害者教養文化・体育会館(以下「会館」という。)の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改

正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

附 則 (平成25年3月29日条例第84号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成25年7月31日規則第29号で平成25年8月1日から施行)

附 則 (平成26年3月25日条例第146号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日条例第92号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

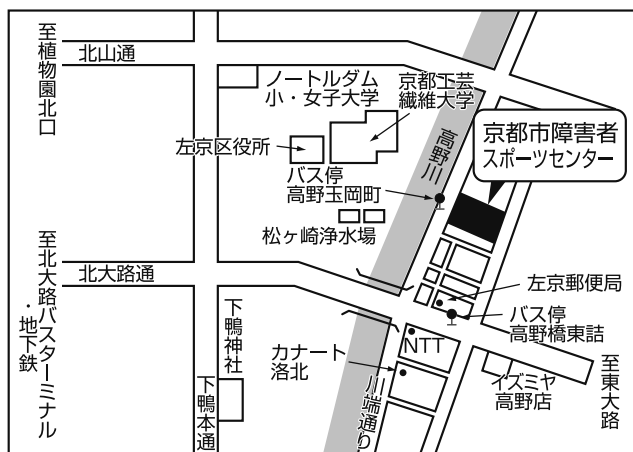
- 2 この条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市障害者教養文化・体育会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

区 分			利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
第 1 体育室	全 面	日曜・土曜・休日	円 2,980	円 3,600	円 2,980	円 8,640
		その他の日	2,460	2,980	2,460	7,090
	半 面 利 用		1,230	1,330	1,230	3,390
	部分利用（1人につき）		250	250	250	610
第 2 体育室	全 面 利 用		1,230	1,330	1,230	3,390
	部分利用（1人につき）		250	250	250	610
トレーニング室（1人につき）			300	300	300	820
会 議 室			2,160	2,460	2,160	6,060
視 聴 覚 室			820	1,020	820	2,360
付 属 設 備			別に定める。			

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 この表に掲げる利用時間の区分を超えて会館(附属設備を除く。)を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 開館時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。



編集・発行

公益財団法人京都市障害者スポーツ協会

〒606-8106

京都市左京区高野玉岡町 5 番地

TEL 075-702-3370

FAX 075-702-3372

ホームページ <http://www.kyoto-syospo.or.jp>